

第4次
福井県ひとり親家庭
自立支援計画



平成30年3月
福 井 県

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定経過	2
5 計画の推進	2

第2章 第3次計画の取組みと評価

1 情報提供・相談体制の充実	4
2 子育てをしている親への就業支援	4
3 子どもの育ちへの支援	5
4 子育て支援の推進	6
5 生活の安定に向けた支援	6

第3章 ひとり親家庭の実態

1 ひとり親家庭の世帯数	7
2 児童扶養手当受給者等の数	8
3 ひとり親家庭の現状	9

第4章 ひとり親家庭自立支援の基本的方針

1 基本理念	23
2 施策の基本的な方針	23
3 施策の体系	24

第5章 具体的施策

1 子どもの育ちへの支援	26
2 子育てをしている親への就業・生活支援	28
ア 就業支援	28
イ 生活支援	33
3 情報提供・相談体制の充実	37

資 料 編 (平成29年度福井県ひとり親家庭実態調査)

1 目次	40
2 調査概要	42
3 調査結果一覧	43

参 考 資 料

1 第4次福井県ひとり親家庭自立支援計画の策定経過	68
2 第4次福井県ひとり親家庭自立支援計画策定委員会設置要領	69
3 第4次福井県ひとり親家庭自立支援計画策定委員会委員名簿	70
4 主な相談機関	71

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本県では、平成16年3月に「福井県ひとり親家庭自立支援計画」、平成20年3月に「第2次福井県ひとり親家庭自立支援計画」、平成25年3月に「第3次福井県ひとり親家庭自立支援計画」（以下、「第3次計画」という。）を策定し、ひとり親家庭および一人暮らしの寡婦の総合的な支援に取り組んできました。

この間、国においては、平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、「子供の貧困対策に関する大綱」では、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、ひとり親家庭への支援についても定められました。

また、平成26年10月には母子及び寡婦福祉法が改正され、父子福祉資金制度の創設を始め父子家庭に対する支援が拡充され、名称も「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改称されました。平成27年10月には、国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が改定され、ひとり親家庭の自立を図るための支援策について強化することとされています。

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という2つの役割を一人で担うことになるため、生活の大きな変化に伴い心理的、経済的負担が大きくなっています。特に就労については、パート・アルバイトなど不安定な就労形態におかれる割合が高くなっています。

子育てをしながら安定した就業をし、経済的に自立できることが、ひとり親だけでなく子どもの成長にとっても重要なことであり、ひとり親の就業・生活支援が必要であるとともに、子どもの健やかな成長のため、子どもの教育・進学に関する支援も求められています。

このような状況を踏まえ、ひとり親家庭の親と子が社会的に自立した生活を送ることができ、家族の形態に関わりなく、子どもが将来にわたり、安心して健やかに育つことができることを目指し、ひとり親家庭支援の一層の推進を図るため、「第4次福井県ひとり親家庭自立支援計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく「自立促進計画」であり、ひとり親家庭に対する施策の基本的な考え方や方向性を示すとともに、県、市町および関係機関・団体が連携して総合的な施策を実施するための指針となるものです。

3 計画の期間

この計画の推進期間は、2018年度から2022年度までの5年間とします。

なお、法律および基本方針が改正された場合や、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の策定経過

この計画は、学識経験者やひとり親家庭の代表などの関係者で構成する「福井県ひとり親家庭自立支援計画策定委員会」での議論や、「ひとり親家庭実態調査」の結果および母子・父子福祉団体、ひとり親家庭の方などからの意見、パブリックコメントを参考に策定しています。

5 計画の推進

(1) 県と市町の役割分担と連携

＜県の役割＞

本計画に沿って、ひとり親家庭等に対する施策を総合的かつ計画的に展開するとともに、市町等におけるひとり親家庭等支援施策の円滑な事業実施に向けた支援を行います。

＜市町の役割＞

ひとり親家庭等の最も身近な開かれた相談窓口として、その相談機能を強化し、よりきめ細やかな相談対応を行うとともに、各地域のひとり親家庭等の実状に応じたひとり親家庭等支援事業を計画的に実施することが必要です。

また、児童扶養手当の手続きの際などの様々な機会を捉えて、ひとり親家庭等に対して各種支援事業の情報提供を積極的に行うことが求められています。

(2) 各種計画との連携

計画の推進に当たっては、「福井県元気な子ども・子育て応援計画」など各種計画との連携を図ります。

※この計画における用語の定義

母子家庭（母子世帯）

父のいない子どもとその母からなる世帯
(その世帯に他の世帯員がいる場合を含む。)

父子家庭（父子世帯）

母のいない子どもとその父からなる世帯
(その世帯に他の世帯員がいる場合を含む。)

寡婦

かつて母子家庭の母として子どもを養育していたが、子どもが20歳以上となり、現在は一人暮らしである女性

ひとり親

母子家庭の母、父子家庭の父

ひとり親等

母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦

ひとり親家庭

母子家庭、父子家庭

ひとり親家庭等

母子家庭、父子家庭および寡婦世帯

第2章 第3次計画の取組みと評価

第3次計画（平成25年度～平成29年度）では、基本方針として、5つの項目を柱に具体的な施策を推進してきました。

1 情報提供・相談体制の充実

情報提供体制の充実のため、子育てや就業支援等に関するパンフレットを毎年度作成し、市町等関係機関に配布したほか、離婚時や児童扶養手当等の現況届時などのさまざまな機会を捉えて、行政窓口での積極的な情報提供を行ってきました。

相談体制の充実については、就業や生活支援などひとり親家庭の自立に必要な総合的な相談に対応する母子・父子自立支援員や求職活動等を支援する就業相談員などを配置して相談体制の充実を図りました。景気回復の影響もあり、就業相談件数は減少傾向にありますが、相談件数全体では微増となっています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 目標値
相談件数	4,186件	4,048件	3,530件	4,639件	4,323件	
うち就業相談件数	923件	888件	839件	863件	791件	950件

2 子育てをしている親への就業支援

就業相談を充実させるため、母子家庭等就業・自立支援センターに就業相談員および母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、センターや県内各地での就業相談のほか個々の状況に応じた職業能力開発などの総合的な自立支援計画の策定を実施しました。

また、母子・父子自立支援員においても母子家庭等就業・自立支援センターや公共職業安定所（以下、「ハローワーク」という。）と連携し、ひとり親家庭の就業に関する相談に対応しました。景気回復を背景とした雇用状況の改善や平成27年度から開始した生活困窮者自立支援制度による就業等各種相談の実施により、相談件数は減少傾向にあります。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
自立支援プログラム 策定件数（就業者数）	48件 (12件)	68件 (19件)	50件 (22件)	24件 (14件)	22件 (11件)

就業に向けた能力開発の促進のため、パソコン講座や介護職員初任者研修、介護福祉士受講講習など就職に結びつく資格取得やスキルアップのための就業支援講習会を開催したほか、資格や技能の習得を促進するため自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等による資格取得費用の助成を実施しました。利用件数については雇用状況の改善により減少傾向にあります。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 目標値
就業支援講習会 受講者数 (資格取得・就業者数)	53人 (12人)	67人 (9人)	56人 (10人)	57人 (13人)	44人 (8人)	100人

3 子どもの育ちへの支援

家庭環境の変化した子どもの学習や生活を支援するため、平成25年度からひとり親家庭の子どもを対象とした無料の学習会を開始しました。開催回数や会場数など毎年内容の充実を図っており、参加人数（登録人数）は年々増加しています。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
ひとり親家庭児童の学習会 開催地区数	2か所	6か所	6か所	6か所
1地区の年間開催数	12回	15回	24回	36回
延参加人数（登録人数）	174人 (28人)	589人 (101人)	1,145人 (130人)	1,465人 (135人)

子どもの進学のための経済的支援については、高校・大学へ進学する際に入学金や授業料などの資金の貸付を行ったほか、所得の状況に応じた県立学校の授業料免除や、私立高等学校が実施する授業料の減免に対する助成などを実施しました。貸付件数は、各種奨学給付制度の充実等により減少傾向にあります。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
母子父子寡婦福祉 資金貸付件数	137件	128件	102件	73件	55件
うち修学・就学支度 資金貸付件数	120件	119件	92件	66件	52件
貸付金額	82,330千円	76,984千円	63,124千円	47,334千円	37,162千円
うち修学・就学支度 資金貸付金額	73,812千円	72,591千円	60,217千円	42,372千円	34,051千円

養育費確保を推進するため、母子家庭等就業支援・自立支援センターに、養育費専門相談員を配置して相談に応じるとともに、弁護士による無料相談を行いました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
養育費相談件数	38件	51件	39件	39件	37件

4 子育て支援の推進

ひとり親家庭が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育所等への優先入所や、延長保育など多様な保育サービスの提供を行いました。

また、家事・育児等の日常生活について一時的に援助が必要な場合に生活支援員を派遣してサポートを行う母子家庭等日常生活支援事業を実施しました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
日常生活支援事業 延派遣件数	739 件	740 件	721 件	832 件	601 件

5 生活の安定に向けた支援

ひとり親家庭の生活の安定が図られるよう、公営住宅への優先入居などにより生活基盤確保の充実を図るとともに児童扶養手当の支給や医療費の助成、修学や転宅等に必要な資金の貸付など経済的な支援を実施しました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
児童扶養手当受給者数 (世帯数)	5,626 人	5,642 人	5,633 人	5,592 人	5,312 人
児童扶養手当支給額	2,530 百万円	2,536 百万円	2,507 百万円	2,496 百万円	2,511 百万円

このように、ひとり親家庭に対する相談体制を充実してきましたが、支援制度を知らない、必要な時期に情報が入らなかったという意見もあることから、今後は、支援制度の周知方法の工夫と相談体制の一層の充実を進めていきます。

また、就業支援制度を活用して就職やキャリアアップにつなげることができたという意見の一方で、就業支援講習会などについて、講習内容の拡充、身近な場所での実施を望む意見があることから、今後は、ニーズに応じた講習会などの就業支援を行っていきます。

さらに、子どもに対する支援の充実を望む意見が多くあることから、今後は、子どもの育ちを支えるために学習支援や居場所づくりを推進するとともに、子育ての経済的負担を軽減するための支援を推進していきます。

第3章 ひとり親家庭の実態

1 ひとり親家庭の世帯数

平成29年4月現在の本県の母子世帯数（推計）は6,912世帯、父子世帯数（同）は608世帯で、母子または父子世帯が全世帯に占める割合は2.67%となっています。

平成24年に比べ、世帯数、世帯割合ともほぼ横ばいになっています。

□ひとり親世帯数の推移（4月1日現在：推計）

	平成19年	平成24年	平成29年
母子世帯	6,412世帯	6,835世帯	6,912世帯
父子世帯	378世帯	568世帯	608世帯
合計(A)	6,790世帯	7,403世帯	7,520世帯
全世帯数(B)	272,058世帯	277,219世帯	281,955世帯
世帯割合(A/B)	2.50%	2.67%	2.67%

※母子・父子世帯数：児童扶養手当およびひとり親家庭等医療費助成事業の受給資格者等（前年度末現在）から推計

※全世帯数：4月1日現在「福井県の人口と世帯（推計）」

〈参考1〉国勢調査による母子世帯数・父子世帯数

国勢調査によると、平成27年10月1日現在の本県の母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）は5,800世帯、父子世帯（同）は1,277世帯であり、母子または父子家庭が一般世帯に占める割合は2.54%となっています。

□本県の母子家庭・父子家庭数の推移（10月1日現在：国勢調査）（単位：世帯）

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	3,898	4,492	5,517	5,806	5,800
父子世帯	1,186	1,236	1,417	1,371	1,277
合計	5,084	5,728	6,934	7,177	7,077
子どものいる世帯に占める割合	3.51%	3.99%	4.92%	5.24%	5.34%
一般世帯に占める割合	2.07%	2.22%	2.59%	2.61%	2.54%

※国勢調査の世帯の定義

「母子（父子）世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）」：母子（父子）世帯に、未婚、死別または離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子どもおよび他の世帯員（20歳以上の子どもを除く）から成る一般世帯数

「母子（父子）世帯」：未婚、死別または離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

〈参考2〉離婚件数

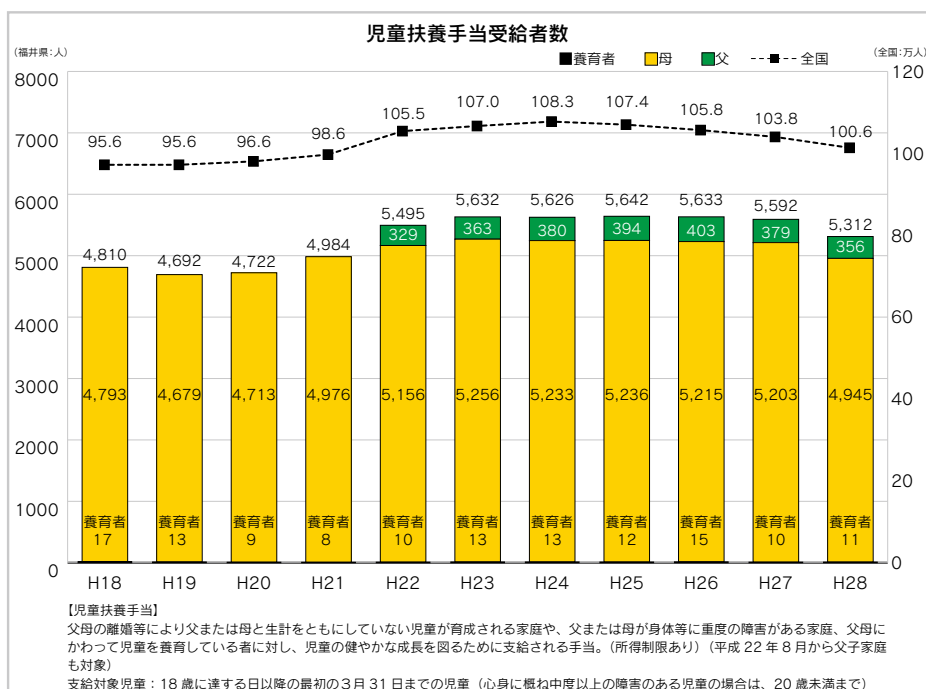
□本県の離婚件数の推移（人口動態調査）（単位：件）

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
離婚件数	889	1,327	1,309	1,233	1,194

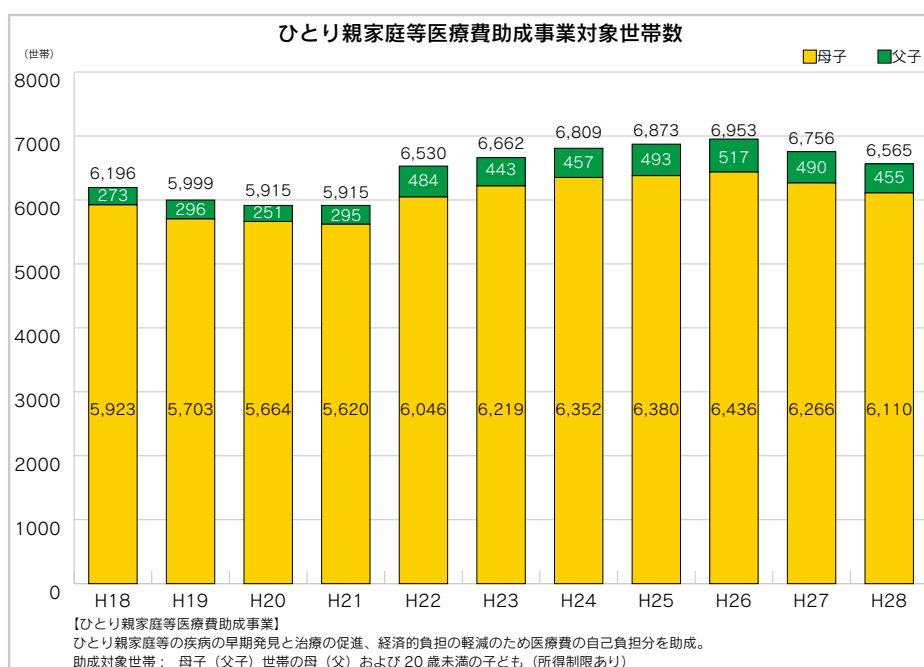
2 児童扶養手当受給者等の数

児童扶養手当の受給者数は、平成28年度末で5,312人となっています。平成23年度以降ほぼ横ばいでしたが、近年やや減少しています。

平成28年度の1人当たり年間支給額は472,674円（平成23年度444,477円）となっています。



また、県のひとり親家庭等医療費助成事業の対象となる母子・父子世帯は、平成28年度末で6,565世帯となっています。



3 ひとり親家庭の現状

< 出典 > 「平成 29 年度福井県ひとり親家庭実態調査」

※調査の概要および結果は資料編（P40～）に記載しています。

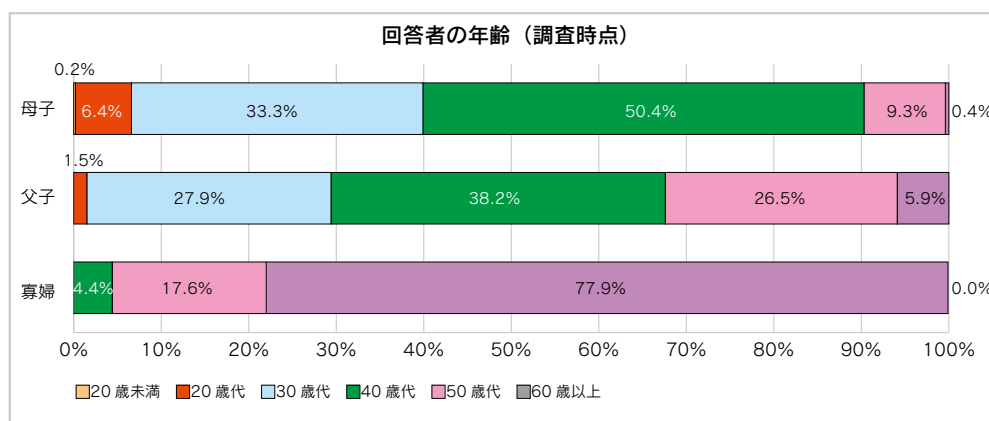
※文中の〔 〕内は、平成 24 年度の前回調査の結果を記載しています。

※原則として、無回答は分母から除いて算定しています。このため、平成 24 年度の調査結果も一部再算定して記載しています。

(1) 年齢・家族構成・居住状況

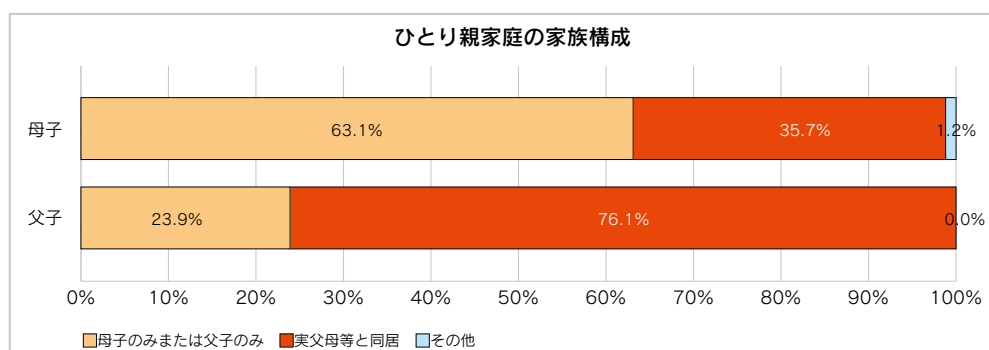
< 年齢構成 >

- ・ 母子世帯の母の平均年齢は 40.8 歳〔39.9 歳〕で、30 歳代が 33.3%〔38.1%〕、40 歳代が 50.4%〔46.4%〕、50 歳代が 9.3%〔7.8%〕となっています。
- ・ 父子世帯の父の平均年齢は 45.2 歳〔43.7 歳〕で、30 歳代が 27.9%〔29.8%〕、40 歳代が 38.2%〔45.5%〕、50 歳代が 26.5%〔21.5%〕となっています。
- ・ 寡婦の年齢は、40 歳代が 4.4%〔3.7%〕、50 歳代が 17.6%〔15.9%〕、60 歳以上が 77.9%〔80.5%〕となっています。



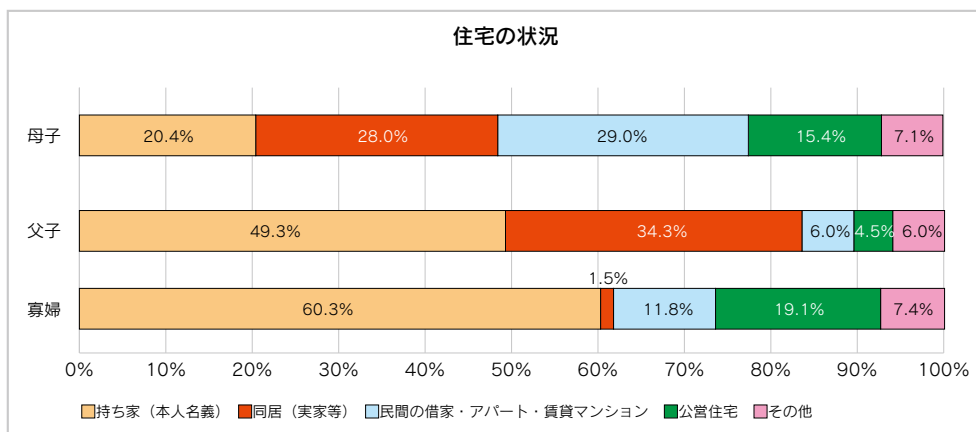
< 家族構成 >

- ・ 母子世帯の家族構成は、母子のみの世帯が 63.1%〔62.2%〕、実父母等との同居世帯が 35.7%〔32.1%〕となっています。
- ・ 父子世帯の家族構成は、父子のみの世帯が 23.9%〔41.5%〕、実父母等との同居世帯が 76.1%〔49.6%〕となっています。



<住居の状況>

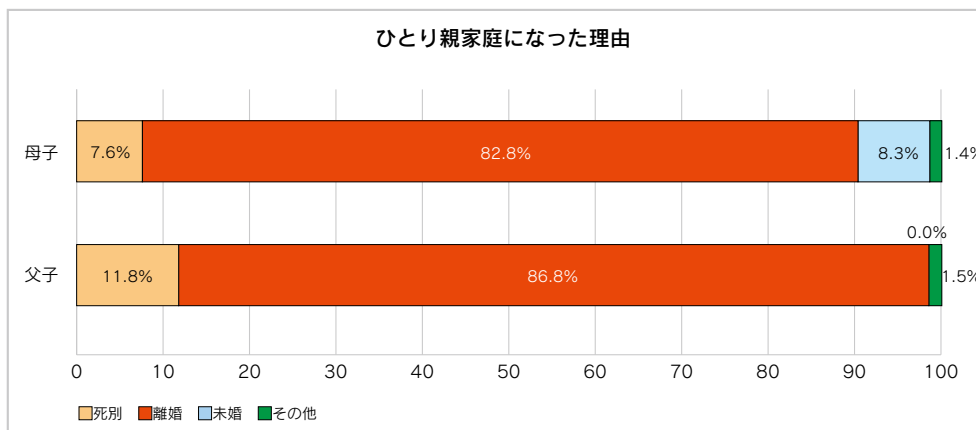
- ・ 母子世帯の住居形態は、民間の借家・アパート等が29.0% [26.8%] と最も多く、同居（実家等）が28.0% [28.4%]、持ち家（本人名義）が20.4% [17.5%]、公営住宅が15.4% [18.7%] となっています。
- ・ 父子世帯の住居形態は、持ち家（本人名義）が49.3% [48.0%] と最も多く、同居（実家等）が34.3% [25.2%]、民間の借家・アパート等が6.0% [17.1%]、公営住宅が4.5% [4.1%] となっています。
- ・ 寡婦の住居形態は、持ち家（本人名義）が60.3% [61.0%]、公営住宅が19.1% [18.3%]、民間の借家・アパート等が11.8% [13.4%] となっています。



(2) ひとり親になった時の状況

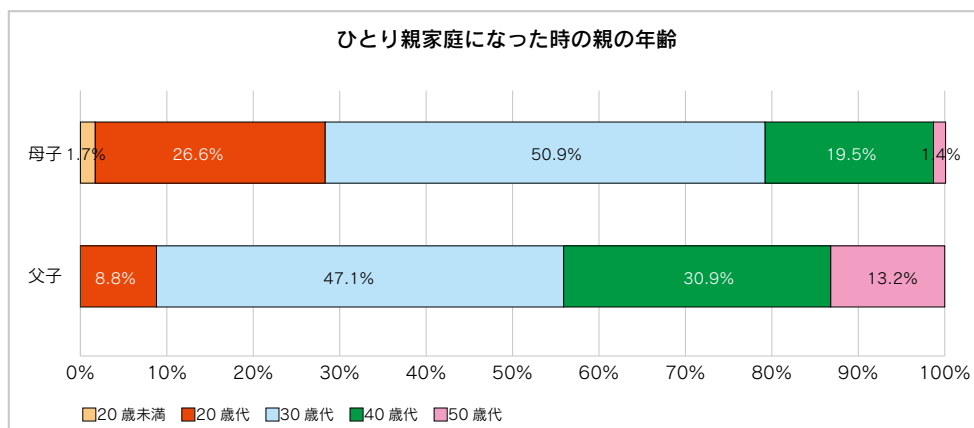
<ひとり親になった理由>

- ・ 母子世帯になった理由は、死別が7.6% [8.5%]、生別が92.4% [91.5%] で、うち離婚は82.8% [83.7%] となっています。
- ・ 父子世帯になった理由は、死別が11.8% [15.6%]、生別が88.2% [84.4%] で、うち離婚は86.8% [81.1%] となっています。



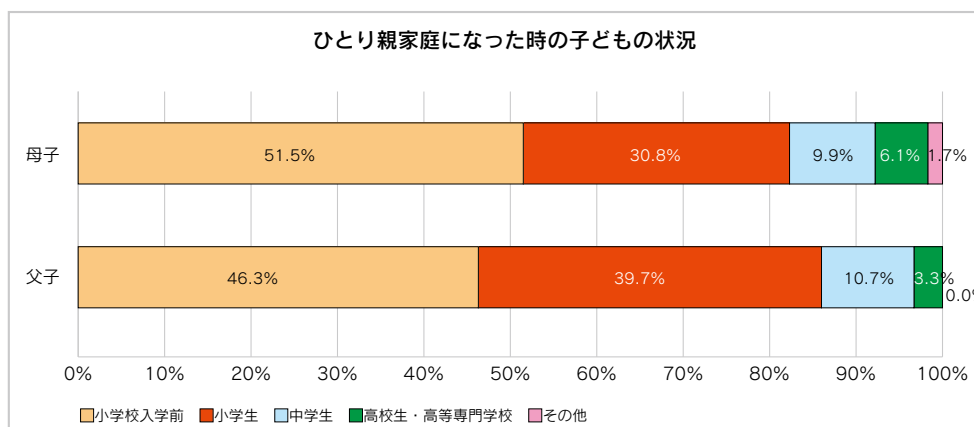
<ひとり親になった年齢>

- ・ 母子世帯になった時の母の平均年齢は 33.7 歳 [33.5 歳] で、30 歳代が 50.9% [53.2%] と最も多く、次いで 20 歳代が 26.6% [27.5%] となっています。
- ・ 父子世帯になった時の父の平均年齢は 39.4 歳 [38.2 歳] で、30 歳代が 47.1% [40.2%] と最も多く、次いで 40 歳代が 30.9% [34.4%] となっています。



<ひとり親になった時の子どもの状況>

- ・ ひとり親になった時の子どもの数 (20 歳未満) の平均は、母子世帯が 1.7 人、父子世帯が 1.8 人となっています。
- ・ 母子世帯になった時の子どもの状況は、小学校就学前が 51.5% [50.9%]、小学生が 30.8% [31.4%]、中学生が 9.9% [8.7%] となっています。
- ・ 父子世帯になった時の子どもの状況は、小学校就学前が 46.3% [35.4%]、小学生が 39.7% [39.7%]、中学生が 10.7% [16.0%] となっています。



(3) 就業状況・収入状況

<就業状況>

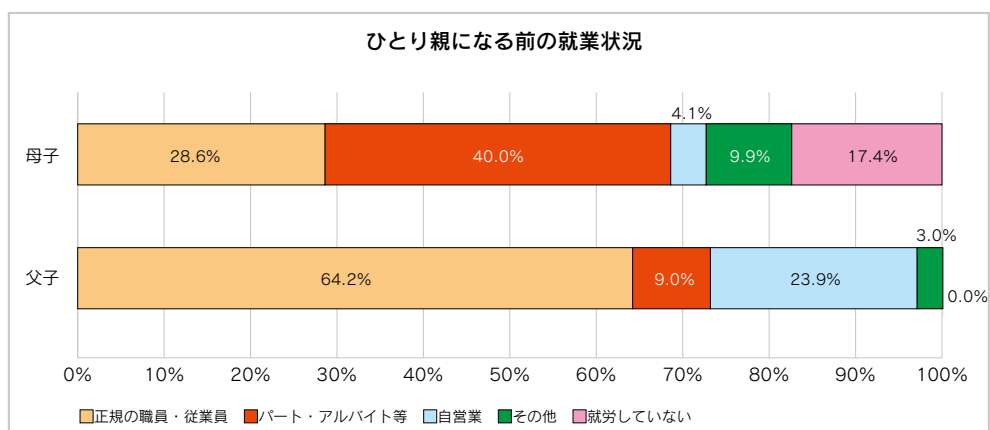
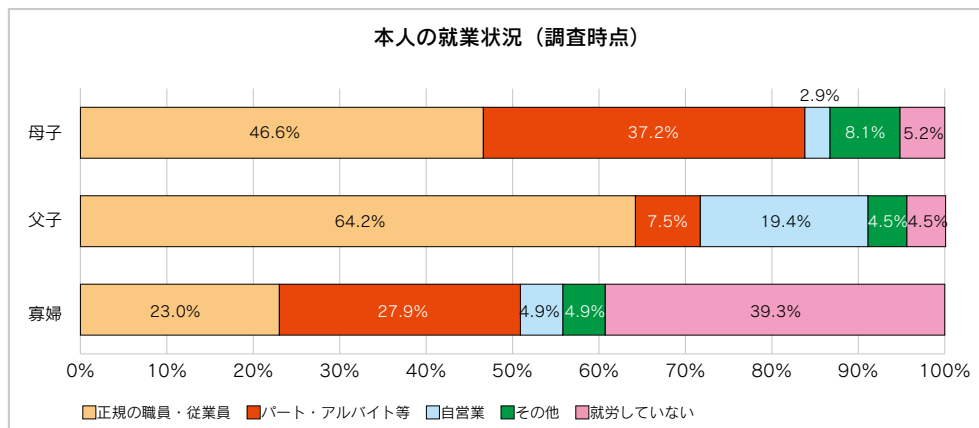
- ・ 母子世帯の母は94.8%〔93.3%〕が就業しており、母子世帯になる前に就業していたのは82.6%〔82.4%〕となっています。

現在の雇用形態は、正規の職員・従業員が46.6%〔46.8%〕、パート・アルバイト等が37.2%〔35.6%〕となっています。

- ・ 父子世帯の父は95.5%〔94.3%〕が就業しており、父子世帯になる前に就業していたのは100.0%〔100.0%〕となっています。

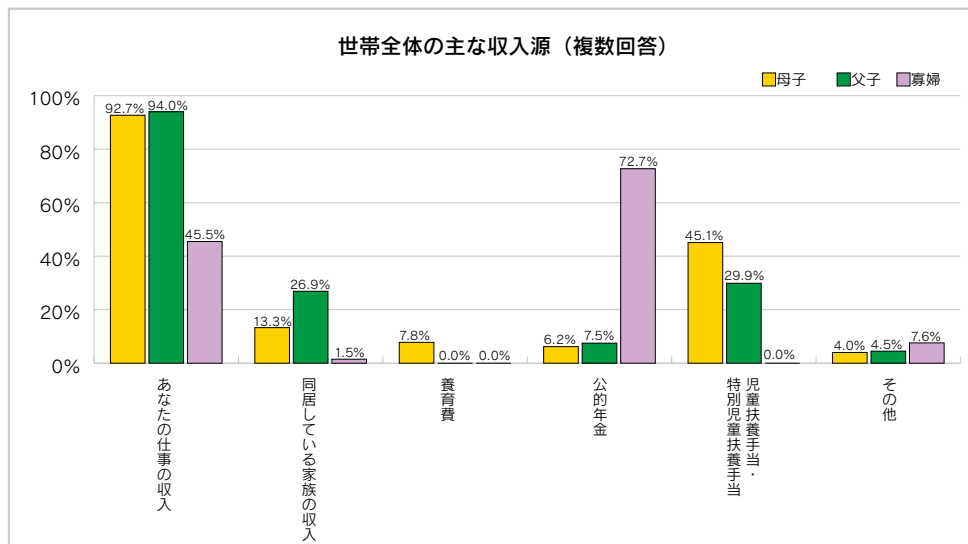
現在の雇用形態は、正規の職員・従業員が64.2%〔64.8%〕、自営業が19.4%〔16.4%〕となっています。

- ・ 寡婦は60.7%〔50.7%〕が就業しており、雇用形態は正規の職員・従業員が23.0%〔9.6%〕、パート・アルバイト等が27.9%〔28.8%〕となっています。



<ひとり親世帯の収入源>

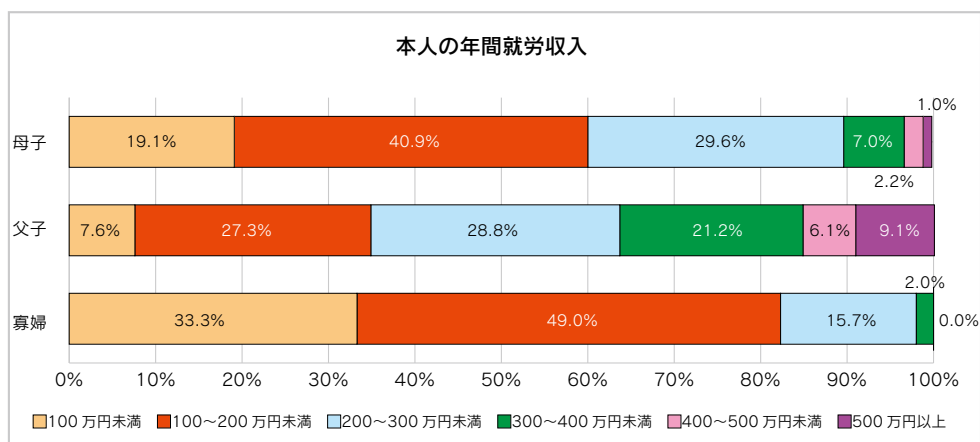
- ・ 母子世帯・父子世帯の主な収入源は、「自身の就労収入」「児童扶養手当」「同居している家族の収入」となっています。
- ・ 寡婦の主な収入源は、「公的年金」「自身の就労収入」となっています。



<就労収入>

- ・ 母子世帯の母自身の年間就労収入は、200万円未満が60.1%〔65.9%〕で、平均で182万円〔170万円〕となっています。
- ・ 父子世帯の父自身の年間就労収入は、300万円未満が63.6%〔67.2%〕で、平均で265万円〔242万円〕となっています。
- ・ 寡婦自身の年間就労収入は、200万円未満が82.4%〔79.2%〕で、平均で136万円〔126万円〕となっています。

〈参考〉福井県の平均年間就労収入 女性：333万円 男性：488万円
※ H28 賃金構造基本統計調査から算出

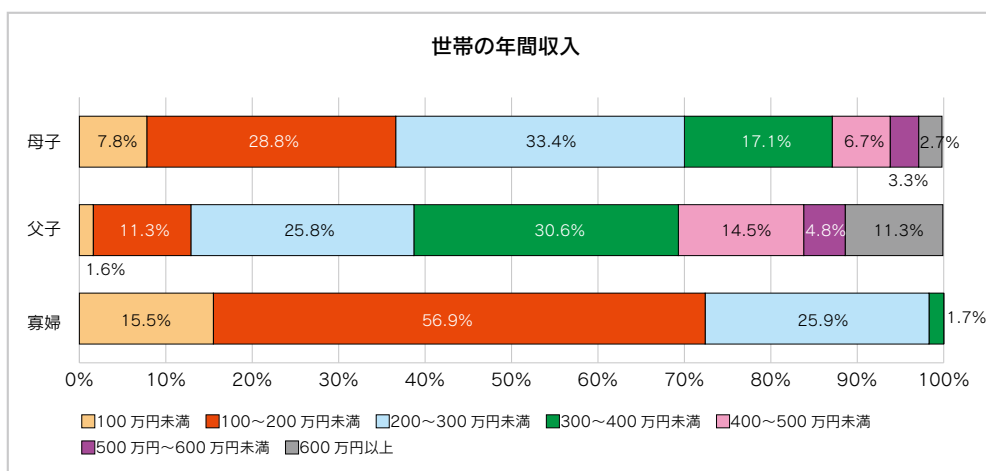


<世帯収入>

- ・ 母子世帯全体の年間収入は、300万円未満が70.1%〔74.0%〕で、平均で258万円〔242万円〕となっています。
- ・ 父子世帯全体の年間収入は、400万円未満が69.4%〔75.0%〕で、平均で356万円〔321万円〕となっています。

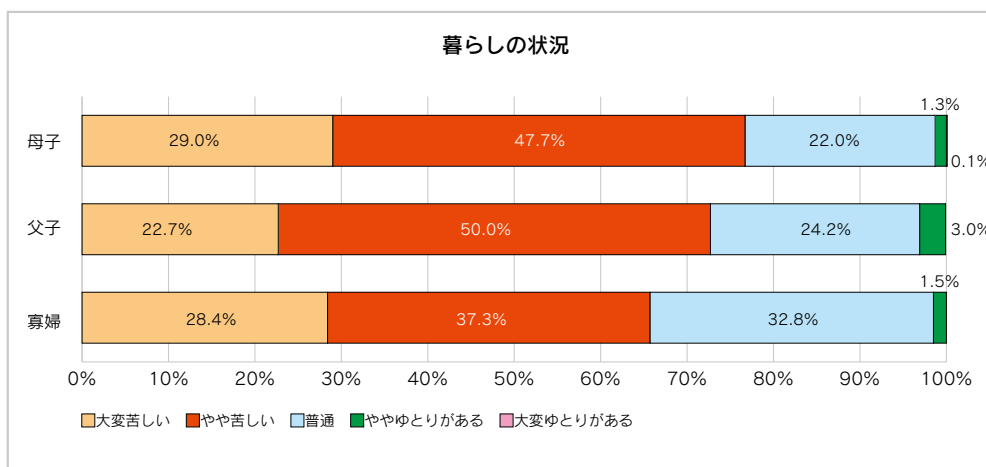
〈参考〉児童のいる世帯の平均所得金額（全国） 707.8万円
 ※平成28年国民生活基礎調査

- ・ 寡婦世帯の年間収入は、200万円未満が72.4%〔77.5%〕で、平均で161万円〔152万円〕となっています。



<暮らしの状況>

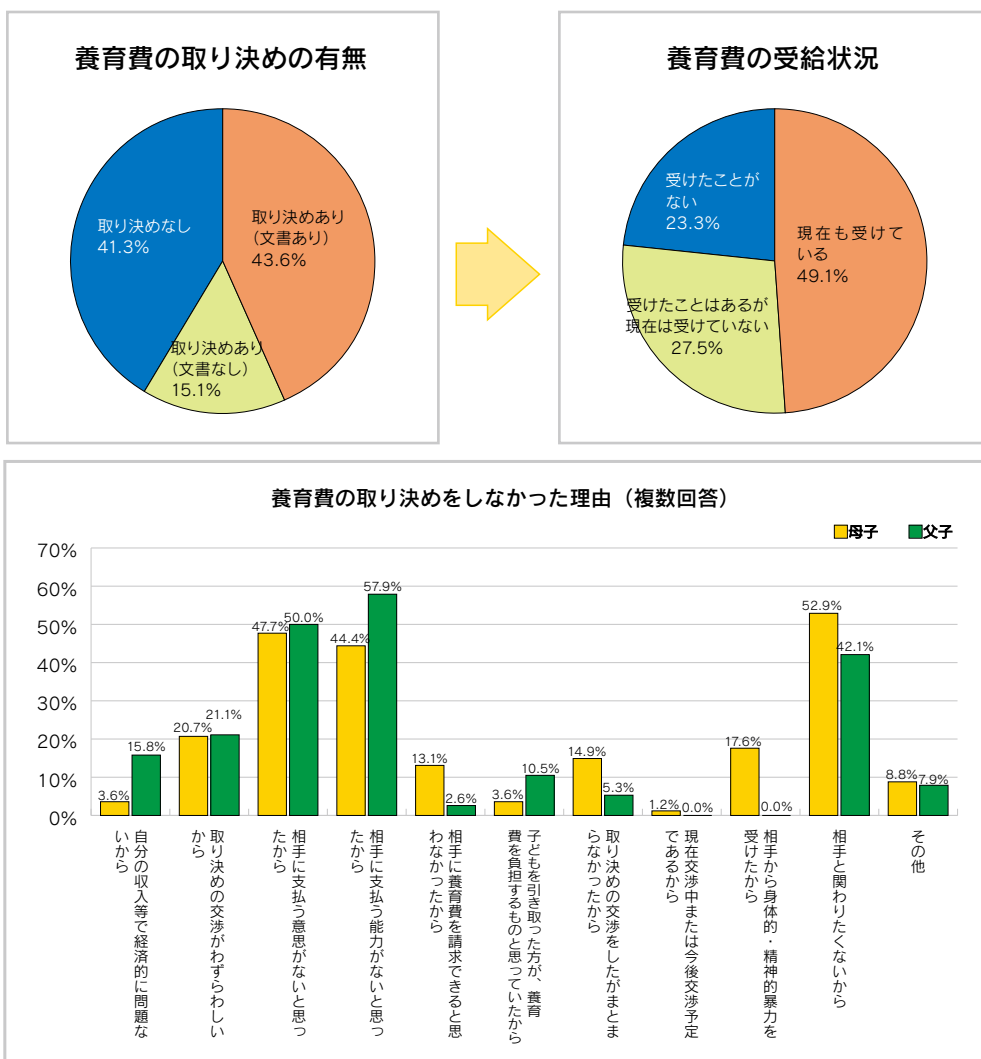
- ・ 現在の暮らしの状況を「大変苦しい」または「やや苦しい」と感じているのは、母子世帯で76.6%、父子世帯で72.7%、寡婦で65.7%となっています。



(4) 養育費・面会交流

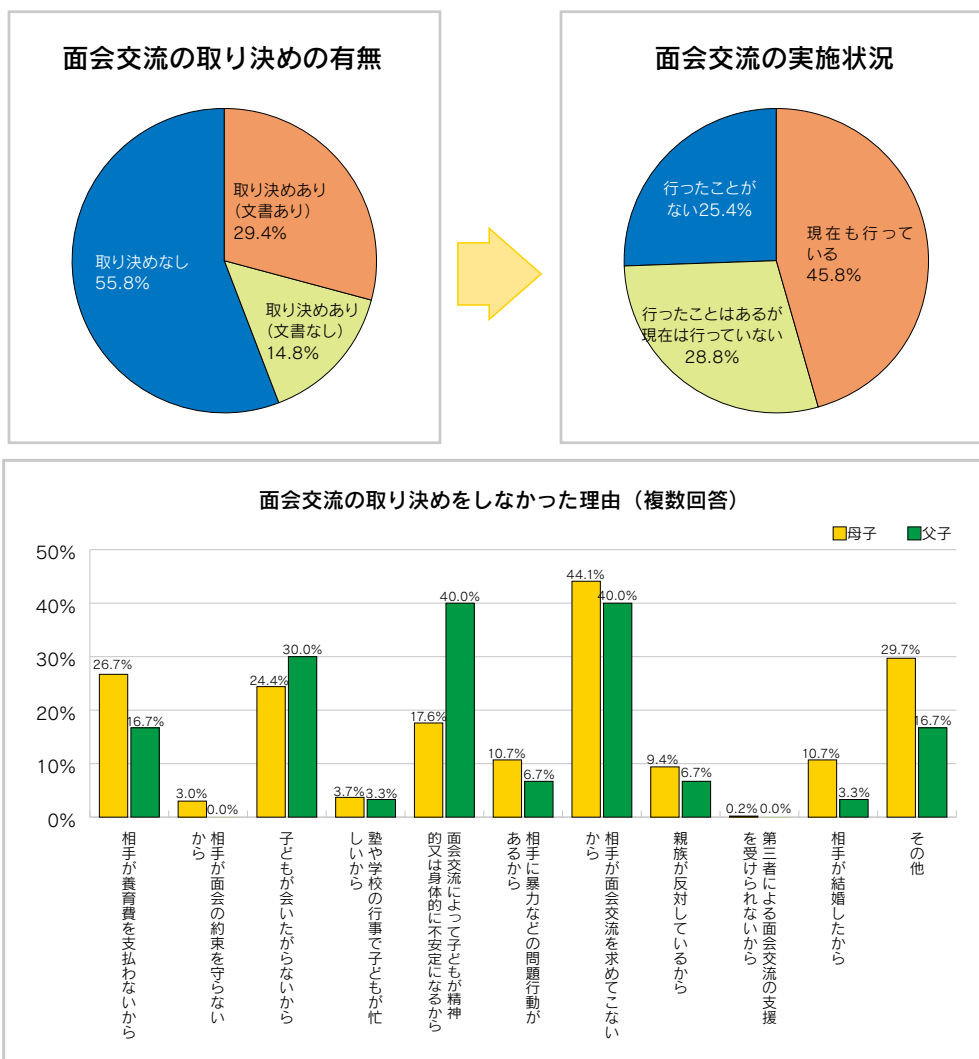
<養育費>

- 離婚母子・父子世帯のうち、養育費の取り決めがあった世帯は58.7% [53.5%] となっています。
- 取り決めをしていない主な理由は、「相手と関わりたくないから」「相手に支払う意思がないと思ったから」「相手に支払う能力がないと思ったから」などとなっています。
- 取り決めがあった母子・父子世帯のうち「養育費を現在も受けている」のは49.1% [43.8%]、「受けたことはあるが現在は受けていない」のは27.5% [29.6%] で、「受けたことがない」は23.3% [26.7%] となっています。
- 受けている(いた)養育費の平均月額(額が決まっている場合)は、母子世帯で44,174円 [44,967円]、父子世帯で25,000円 [39,167円] となっています。



<面会交流>

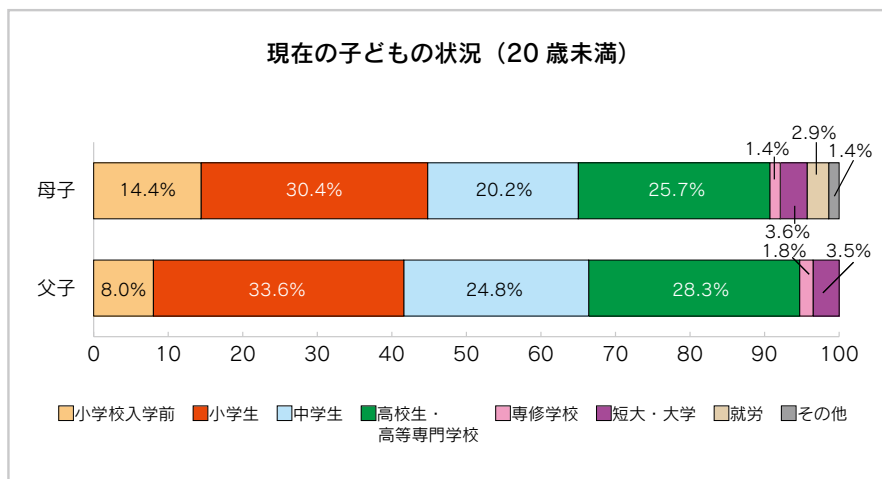
- ・ 離婚母子・父子世帯のうち、面会交流の取り決めがあった世帯は 44.2% [34.2%] となっています。
- ・ 取り決めをしていない主な理由は、「相手が面会交流を求めてこないから」「子どもが会いたがらないから」「相手が養育費を支払わないから」などとなっています。
- ・ 取り決めがあった母子・父子世帯のうち「現在面会交流を行っている」のは 45.8%、「過去にあったが現在は行っていない」のは 28.8%で、「面会交流を行ったことがない」は 25.4%となっています。
- ・ 面会交流の実施頻度は、「月1回以上2回未満」が 30.3% [24.9%] で最も多く、「2～3か月に1回以上」が 19.4% [21.3%]、「月2回以上」が 18.0% [13.0%] となっています。



(5) 子どもに関する状況

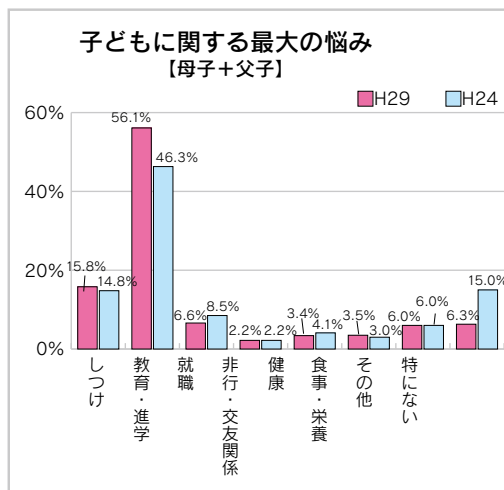
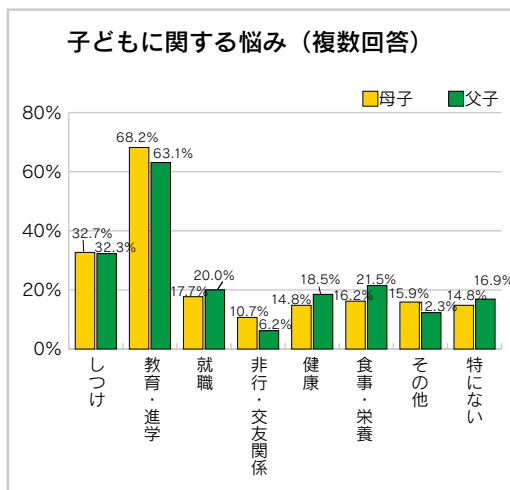
<現在の子どもの状況>

- ・ 調査時点の子どもの数（20歳未満）の平均は、母子世帯が1.6人、父子世帯が1.7人となっています。
- ・ 調査時点の母子世帯の子どもの状況は、小学校就学前が14.4%〔15.4%〕、小学生が30.4%〔32.0%〕、中学生が20.2%〔21.3%〕、高校・高等専門学校生25.7%〔23.0%〕がとなっています。
- ・ 調査時点の父子世帯の子どもの状況は、小学校就学前が8.0%〔8.8%〕、小学生が33.6%〔30.9%〕、中学生が24.8%〔20.7%〕、高校・高等専門学校生28.3%〔28.1%〕がとなっています。



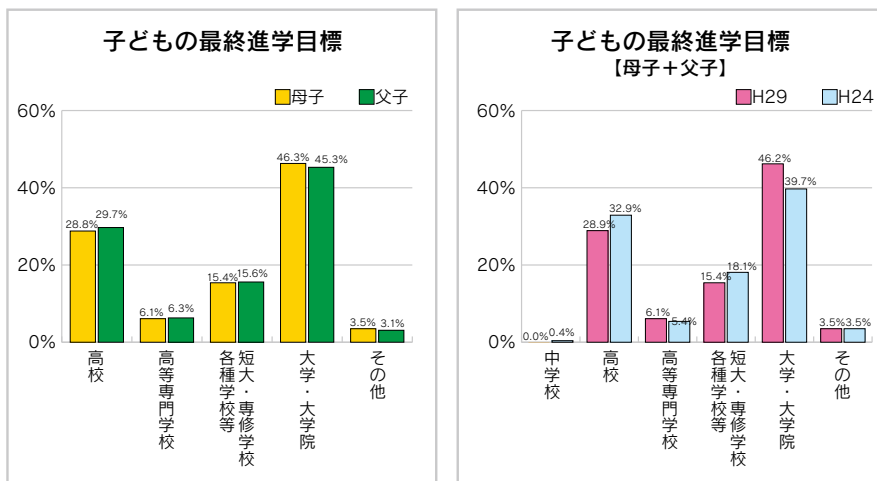
<子どもに関する悩み>

- ・ ひとり親世帯の子どもに関する最大の悩みは、「教育・進学」が56.1%〔46.3%〕と最も多く、「しつけ」が15.8%〔14.8%〕、「就職」が6.6%〔8.5%〕となっています。



<子どもの最終進学目標>

- ・ 子どもの最終進学目標は、「大学・大学院」が46.2%〔39.7%〕と最も多く、「高校」が28.9%〔32.9%〕、「短大・専修・専門学校」が15.4%〔18.1%〕となっています。5年前に比べ「大学・大学院」が増加し、「高校」「短大・専修・専門学校」が減少しています。

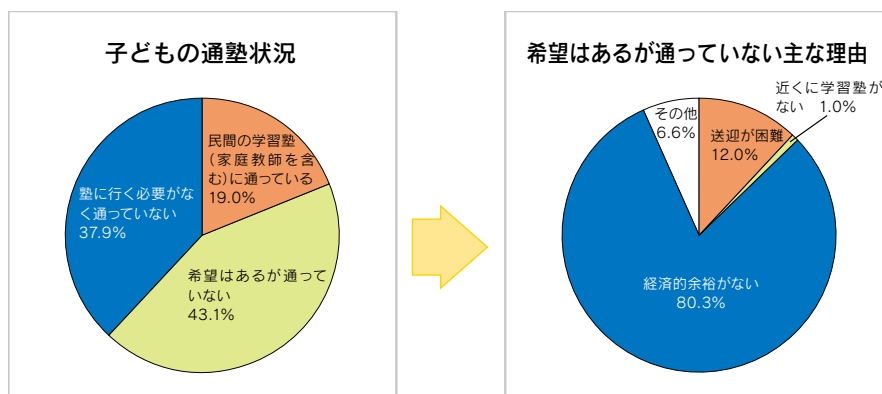


<子どもの通塾状況>

- ・ ひとり親世帯で、子どもが「民間の学習塾（家庭教師含む）に通っている」のは19.0%、「希望はあるが通っていない」のは43.1%、「必要がなく通っていない」のは37.9%となっています。
- ・ ひとり親世帯の子どもの年齢別の通塾割合は、小学生が18.7%、中学生が26.8%、高校生が9.0%となっています。

〈参考〉県内の児童全体の通塾割合 小学生：37.8% 中学生：50.8%
※ H28 全国学力・学習状況調査

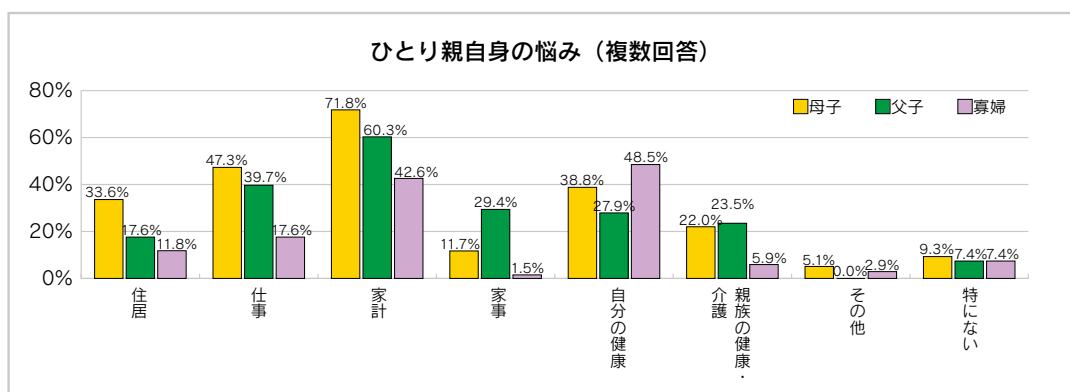
- ・ 「希望はあるが通っていない」主な理由は、「経済的余裕がない」が80.3%、「送迎が困難」が12.0%となっています。



(6) ひとり親自身の状況・相談相手

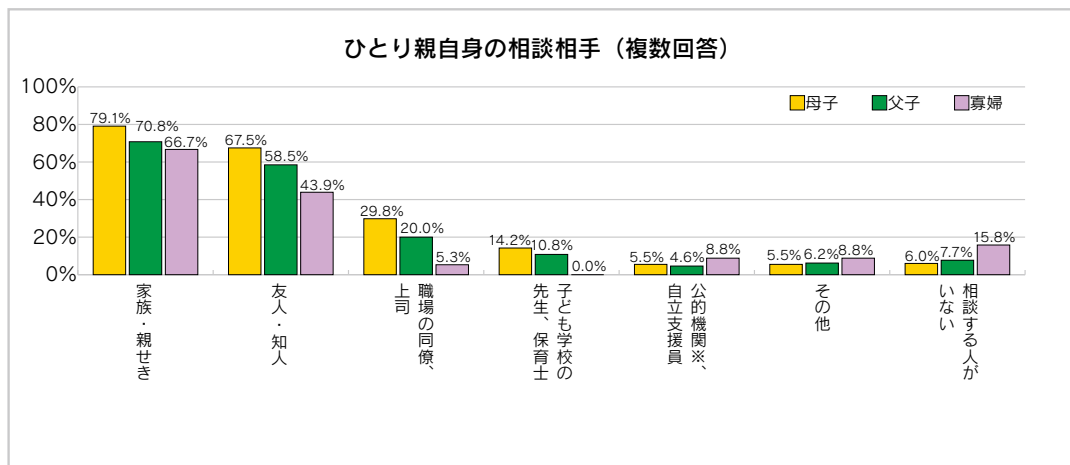
<ひとり親自身に関する悩み>

- ・ 母子世帯の母自身に関する悩み（複数回答）は、「家計」が71.8%、「仕事」が47.3%、「自分の健康」が38.8%となっています。
- ・ 父子世帯の父自身に関する悩み（複数回答）は、「家計」が60.3%、「仕事」が39.7%、「家事」が29.4%となっています。
- ・ 寡婦の自身に関する悩み（複数回答）は、「自分の健康」が48.5%、「家計」が42.6%、「仕事」が17.6%となっています。



<ひとり親の相談相手>

- ・ 母子世帯の母の相談相手（複数回答）は、「家族・親せき」が79.1%、「友人・知人」が67.5%、「相談する人がいない」が6.0%となっています。
- ・ 父子世帯の父の相談相手（複数回答）は、「家族・親せき」が70.8%、「友人・知人」が58.5%、「相談する人がいない」が7.7%となっています。
- ・ 寡婦の相談相手（複数回答）は、「家族・親せき」が66.7%、「友人・知人」が43.9%、「相談する人がいない」が15.8%となっています。



※公的機関：市町役場、福祉事務所等

(7) ひとり親家庭等への支援制度の利用状況・認知度

- ・ ひとり親家庭等への支援制度の利用状況は表のとおりで、多くの事業で「制度または事業を知らない」が5割程度となっています。
- ・ 「知っているが利用したことがない」は3割から5割程度となっており、その主な理由は「利用する必要がない」が約8割、「今後利用したい」が約2割となっています。

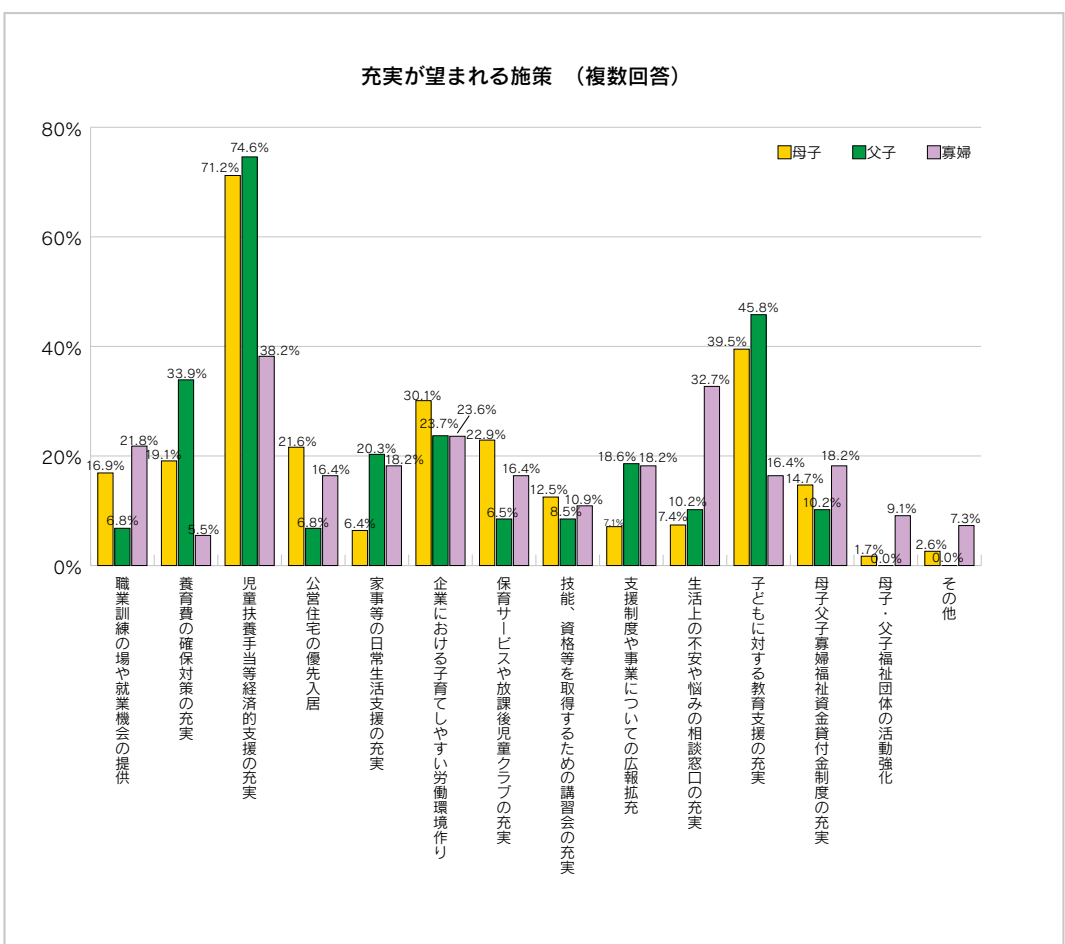
ひとり親世帯等への支援制度・事業の認知度〔母子、父子、寡婦の合計〕

	利用しているまたは利用したことがある	知っているが利用したことがない	制度または事業を知らない	知っているが利用したことがない理由 (複数回答)			
				利用する必要がない	今後利用したい	手続きが面倒である	他制度を利用している
(ア) 福井県母子家庭等就業・自立支援センター事業							
・ 就業相談	9.9%	58.4%	31.7%	76.3%	17.6%	6.0%	3.3%
・ 養育費相談	4.3%	50.8%	44.9%	79.7%	12.0%	7.9%	1.4%
・ 法律相談	7.9%	50.6%	41.5%	79.4%	13.8%	7.0%	0.8%
・ その他の相談	3.8%	48.8%	47.4%	76.1%	18.3%	6.5%	0.7%
・ 就業支援講習会 (パソコン、介護職員等)	7.2%	57.2%	35.7%	65.2%	27.4%	8.0%	1.8%
(イ) 助成／給付／貸付制度							
・ 児童扶養手当	89.5%	7.6%	3.0%	47.4%	27.6%	2.6%	25.0%
・ ひとり親家庭等医療費助成	90.2%	4.5%	5.3%	47.8%	45.7%	4.3%	6.5%
・ ひとり親家庭の保育料軽減	40.1%	35.7%	24.2%	90.9%	6.8%	1.2%	2.1%
・ 自立支援教育訓練給付金	4.1%	53.0%	42.9%	73.4%	24.1%	4.5%	0.4%
・ 高等職業訓練促進給付金	1.9%	48.1%	50.1%	79.7%	18.5%	3.5%	0.4%
・ 高等職業訓練促進資金貸付金	0.7%	46.3%	52.9%	81.3%	16.3%	3.8%	0.5%
・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	0.8%	45.5%	53.6%	83.2%	14.9%	3.2%	0.0%
・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金	4.7%	44.4%	50.8%	63.7%	30.1%	8.1%	1.2%
(ウ) 支援制度等							
・ ひとり親家庭ゆとりライフ支援事業	2.5%	24.2%	73.3%	76.9%	22.6%	1.3%	0.4%
・ 母子家庭等日常生活支援事業	0.8%	34.0%	65.1%	78.1%	18.2%	5.2%	1.2%
・ 生活困窮者自立支援制度	0.6%	30.1%	69.3%	85.9%	12.1%	3.8%	0.0%
・ 子供の未来応援国民運動ホームページ	0.4%	20.0%	79.5%	64.4%	33.5%	2.1%	0.0%
・ ひとり親家庭児童の学習支援事業	6.3%	37.8%	56.0%				

利用する必要がない	送迎が困難	日程や時間帯が合わない	手続きが面倒	他制度、民間学習塾等を利用
29.7%	23.9%	34.9%	4.0%	7.6%

(8) 充実が望まれる施策

- ・ 母子世帯が充実を望む施策（複数回答）は、「児童扶養手当等経済的支援の充実」が71.2%、「子どもに対する教育支援の充実」が39.5%、「企業における子育てしやすい労働環境づくり」が30.1%となっています。
- ・ 父子世帯が充実を望む施策（複数回答）は、「児童扶養手当等経済的支援の充実」が74.6%、「子どもに対する教育支援の充実」が45.8%、「養育費の確保対策の充実」が33.9%となっています。
- ・ 寡婦が充実を望む施策（複数回答）は、「児童扶養手当等経済的支援の充実」が38.2%、「生活上の不安や悩みの相談窓口の充実」が32.7%、「企業における子育てしやすい労働環境づくり」が23.6%となっています。



(9) 現状のまとめと課題

<子どもに関する状況>

- ・ ひとり親家庭の子どもは、小学校就学前が約 15%、小学生が約 30%、中学生が約 20%、高校生が約 25%となっており、親の子どもに関する悩みは5年前と同じく「教育・進学」と「しつけ」が多くなっています。
- ・ 親の子どもに関する最終進学目標は「大学」が約5割と5年前より増加していますが、希望はあるが子どもを塾に通わせられない世帯が約4割で、その主な理由は経済的余裕がないためとなっています。
- ・ 離婚した際に養育費の取り決めがあったのは約6割で、そのうち現在も養育費を受けているのは約5割となっています。
- ・ ひとり親世帯の子どもが家庭環境にかかわらず健やかに成長することができるよう、学習支援体制の充実など教育・進学や子どもの生活向上のための支援や、養育費確保のための支援の充実が必要です。

<ひとり親の就業・子育ての状況>

- ・ ひとり親になった時の親の年齢は約5割が30歳代で、子どもは、小学校入学前が約5割、小学生が約3割と、約8割が小学生以下となっています。
- ・ 家族構成がひとり親と子のみの世帯は、母子世帯で約6割、父子世帯で約2割となっています。
- ・ ひとり親の9割以上が就業していますが、母親の約4割、父親の約1割はパート等であり、就労収入は母子で182万円、父子で265万円と、いずれも県全体の平均勤労収入の約半分となっています。
- ・ ひとり親世帯全体の収入は母子で258万円、父子で356万円となっており、7割以上が現在の暮らしの状況を「大変苦しい」または「やや苦しい」と感じています。
- ・ ひとり親世帯が充実を望む施策は、「経済的支援」「子どもの教育支援」と合わせ、「子育てしやすい労働環境づくり」「保育サービス・放課後児童クラブ」となっています。
- ・ 子育てをしながら就業して生活を支えているひとり親が、安心して働き、自立して安定した生活を送ることができるよう、資格・技能取得などの就業支援や保育サービスなど子育て支援の充実、生活の安定のための経済的支援等が必要です。

<福祉施策の周知度>

- ・ 各種支援制度の認知度は3～6割程度であり、主な相談相手は「家族・親せき」「友人・知人」で、「公的機関」へ相談する人は約1割となっています。
- ・ ひとり親家庭に必要な情報が確実に届くよう、支援制度の一層の周知と、相談しやすい体制作りが必要です。

第4章 ひとり親家庭自立支援の基本的方針

1 基本理念

子どもの健やかな育ちを支えるとともに、ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

2 施策の基本的な方針

ひとり親家庭等の自立を支援するため、次の3つの項目を柱として、具体的な施策を推進します。

(1) 子どもの育ちへの支援

ひとり親家庭となり家庭環境が変化した子どもの健やかな育ちを支えるため、学力や生活向上を目指す居場所づくりの推進、進学のための経済的支援、養育費等の取り決めに促進します。

(2) 子育てをしている親への就業・生活支援

<就業支援>

ひとり親家庭等が安定的な収入を得ることにより、経済的に自立した生活ができるよう、ハローワークと連携した就業相談、資格や技能習得の促進等の就業支援を進めます。

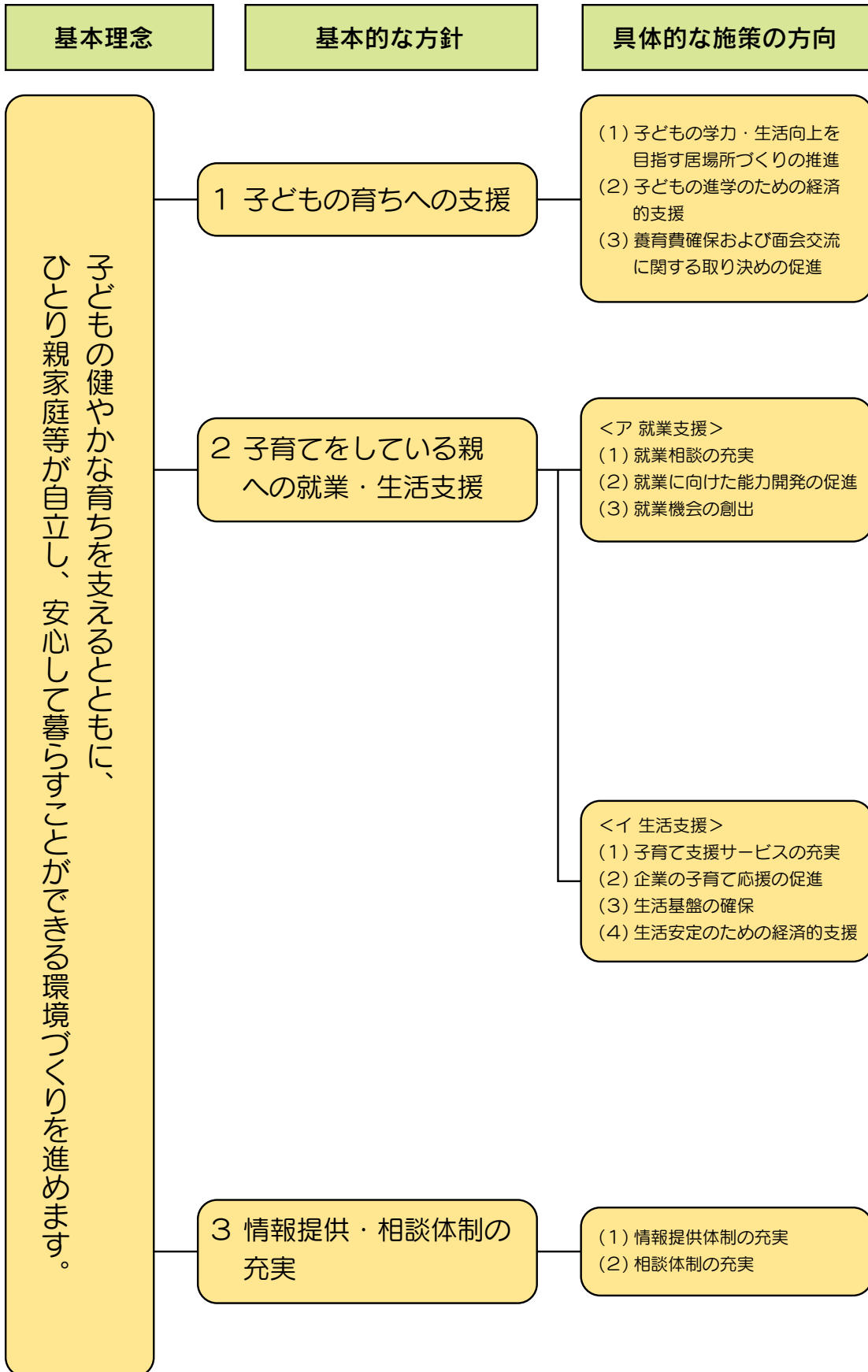
<生活支援>

ひとり親家庭等が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、多様な保育サービスなど子育て支援の充実、生活基盤確保の支援、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成などの経済的支援を行います。

(3) 情報提供・相談体制の充実

ひとり親家庭等の子育てをはじめとした生活、就業等に関する様々な悩みについて、早い段階から相談に応じ支援が行き届くよう、情報提供や相談体制を充実します。

3 施策の体系



具体的な施策

- ・学習支援体制の充実
- ・子どもの居場所づくりの推進
- ・進学のための母子父子寡婦福祉資金貸付（就学支度資金・修学資金）の実施
- ・高校生の通学費用に対する支援の実施
- ・各種減免制度・奨学金制度の実施
- ・養育費確保および面会交流に関する相談支援と啓発の推進

- ・母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談、就業支援
- ・母子・父子自立支援員による就業相談 ・ハローワーク等と連携した就業支援
- ・生活困窮者自立支援制度による就業支援
- ・就業支援講習会等の充実 ・準備講習付き職業訓練の実施
- ・就業支援に関する情報の提供
- ・自立支援教育訓練給付金による資格取得の推進
- ・高等職業訓練促進給付金等による資格取得の推進
- ・技能習得期間中の母子父子寡婦福祉資金貸付等の実施
- ・母子家庭等看護師等就労応援事業給付金の支給
- ・高等学校卒業程度認定試験受講修了時給付金等の支給
- ・ひとり親家庭の雇用に関する事業主への働きかけと各種助成金制度の周知

- ・母子家庭等日常生活支援事業の実施
- ・保育所等優先入所の推進と保育料減免の実施 ・放課後児童クラブの優先的利用の推進
- ・すみずみ子育てサポート事業の実施 ・子育て短期支援事業の実施
- ・多様な保育サービスの充実 ・子育て世代包括支援センターにおける各種相談の実施
- ・子育て支援拠点における子育て親子の交流、育児相談の実施
- ・子育て応援企業への支援 ・労働環境改善に向けた情報提供
- ・公営住宅等への入居支援の実施 ・母子生活支援施設を活用した生活支援の実施
- ・児童扶養手当の適正な支給
- ・ひとり親家庭等医療費助成事業の実施
- ・病児・病後児保育、放課後児童クラブ利用料に対する支援の実施
- ・高校生の通学費用に対する支援の実施（再掲）
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付の実施
- ・交通災害等遺児就学支度金支給事業の実施
- ・児童手当の支給
- ・子ども医療費助成事業の実施
- ・新ふくい3人っ子応援プロジェクト事業の実施

- ・広報誌やホームページ等を活用した情報提供
- ・行政窓口等や身近な地域活動者などからの情報提供 ・支援制度説明会等の実施
- ・母子寡婦福祉連合会への支援 ・母子・父子自立支援員による相談事業の推進
- ・母子家庭等就業・自立支援センター等での相談体制の充実
- ・子どもや女性に関する相談窓口の周知や相談体制の連携
- ・配偶者暴力被害者支援センターでの相談体制の充実
- ・各種相談・手続きの利便性の向上
- ・母子・父子自立支援員等の資質向上のための研修の実施

第5章 具 体 的 施 策

1 子どもの育ちへの支援

ひとり親家庭となり家庭環境が変化した子どもの健やかな育ちを支えるため、学力や生活向上を目指す居場所づくりの推進、進学のための経済的支援により、子どもの育ちへの支援を充実します。

また、養育費および面会交流に関する相談支援や啓発を行います。

○達成を目指す目標

	2016年度	2022年度
学習支援参加人数（登録者） ※1	235人	500人
子どもの居場所設置数 ※2	約50箇所	100箇所

※1 ひとり親家庭児童の学習支援事業および生活困窮者自立支援制度における学習支援事業の参加人数（登録者）のうちひとり親家庭の子どもの数

※2 上記学習支援事業の会場数および子ども食堂等の開催箇所数

(1) 子どもの学力・生活向上を目指す居場所づくりの推進

①学習支援体制の充実（実施主体：県、市）

ひとり親家庭の子どもの悩みの相談に応じるほか、学習意欲が低下しないよう、地域の公民館等に学習の場を設け、大学生や教員OBなどの学習ボランティアによる学習会を行います。実施にあたっては、県と市が協力し、会場数の増加など学習支援体制の更なる充実を図っていきます。

②子どもの居場所づくりの推進（実施主体：県、市町、団体）

ひとり親家庭の子どもと親が、地域のつながりの中で安心して過ごすことができるよう、地域の方々との交流や、学習の支援、食事の提供などを行うことができる居場所づくりを推進します。

(2) 子どもの進学のための経済的支援

①進学のための母子父子寡婦福祉資金貸付（就学支度資金・修学資金）の実施（実施主体：県）

ひとり親および寡婦が扶養する子どもが高校や専修学校、大学などに就学するために必要な入学金・授業料などの資金の貸付を行います。また、償還を原則として、利用者の負担軽減のため貸付償還期限の延長を検討します。

- 就学支度資金・・・就学・修業するために必要な資金を貸付 (H29.4月現在)
貸付限度額 39,500円～590,000円・償還期限10年以内
- 修学資金・・・修学に必要な授業料・書籍代等を貸付
貸付限度額 月額18,000円～96,000円・償還期限10年以内

② 高校生の通学費用に対する支援の実施（実施主体：市町）

経済的負担が大きい高校生を持つひとり親家庭の負担を軽減するため、通学費用（定期代）に対する助成を行います。（ひとり親家庭等の子育て安心プラン事業）

③ 各種減免制度・奨学金制度の実施（実施主体：県、団体）

ひとり親家庭の所得状況に応じて、県立学校の授業料の減免を行います。また、私立高等学校の行う授業料の減免に対する助成を併せて実施します。さらに、高校等で修学するための奨学金の貸与・給付を行うとともに、制度の周知を図ります。

○福井県奨学育英基金貸付制度

教育の機会均等の趣旨に基づき、経済的に修学の困難な生徒が高校等で修学できるよう奨学金を貸与する制度

○福井県高等学校校定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与制度

教育の機会均等の趣旨に基づき、経済的に修学の困難な生徒が高等学校校定時制課程および通信制課程で修学できるよう修学奨励金を貸与する制度

(3) 養育費確保および面会交流に関する取り決めの促進

① 養育費および面会交流の相談支援（実施主体：県）

母子家庭等就業・自立支援センター（P38参照）において、養育費や面会交流に関する相談に対応します。法的措置を要する対応困難な事例については、弁護士による無料相談や養育費相談支援センターとの連携により、相談者を継続的にサポートします。

② 養育費および面会交流に関する啓発の推進（実施主体：県、市町）

市町の福祉担当課等と連携し、児童扶養手当現況届の提出時など様々な機会において、養育費や面会交流に関するリーフレットの配布などにより、情報提供を行います。また、母子・父子自立支援員（P38参照）や女性相談員（P39参照）が、地域の身近な相談員として対応できるよう、養育費や面会交流の取り決め手続き等に関する研修を継続的に実施します。

2 子育てをしている親への就業・生活支援

<就業支援>

ひとり親家庭が安定的な収入を得ることにより、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格や技能の習得、個人の状況に応じた自立支援プログラム策定などの就業支援を進めます。

また、就労促進を図るため、求人情報の提供など、ハローワークとの連携を強化します。

<生活支援>

ひとり親家庭が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、家事援助など生活面のサポート、延長保育など就労形態に応じた多様な保育サービスを充実します。

また、生活の安定が図られるよう、公営住宅等への入居支援などによる生活基盤の確保や、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成、病児・病後児保育等の利用料助成など経済的負担の軽減を図ります。

○達成を目指す目標

	2016年度	2022年度
就業支援講習会参加者数	年間 44 名	年間 100 名
ひとり親家庭等の子育て安心プラン事業 実施市町数	—	17 市町 (全市町)

ア 就業支援

(1) 就業相談の充実

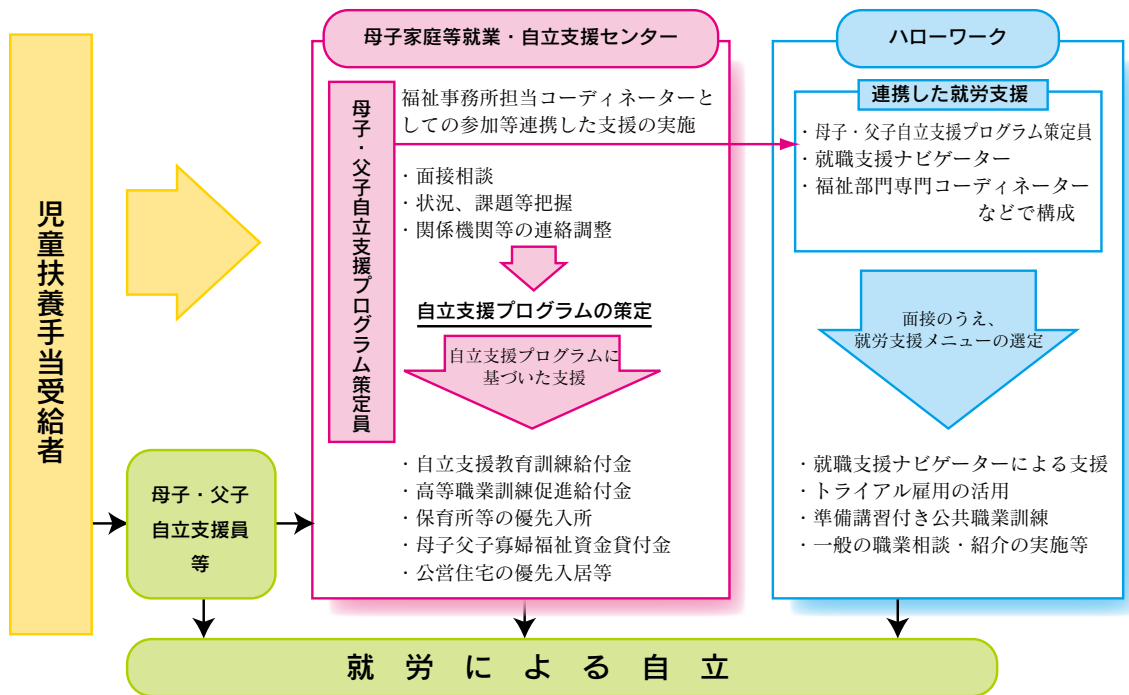
①母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援（実施主体：県）

母子家庭等就業・自立支援センターに就業相談員および母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、センターでの相談のほか、県内各地を巡回しながら就業相談に応じ、家庭の状況・職業適性・就業適性等を把握したうえで、求人等の情報提供や技能講習の案内等必要な助言を行い、求職活動を支援していきます。

②母子・父子自立支援プログラム策定員による就業支援（実施主体：県）

母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の自立を支援するため、母子・父子自立支援員等と連携し、職業能力開発や資格取得へのアドバイス、就業に向けた支援など個々の状況に応じたトータルな自立支援計画を策定します。

また、必要に応じて、当該計画に基づきハローワークに就業支援要請を行い、自立に至るまでの一貫した支援を実施します。



③母子・父子自立支援員による就業相談（実施主体：県、市）

母子・父子自立支援員が、日常の相談業務や定期的な就業相談会の開催など様々な機会を捉えて、母子家庭等就業・自立支援センター、県内6か所のハローワークやそのうち2か所のハローワークに設置されているマザーズコーナー等と連携し、求人情報や各種助成制度の提供、就業・能力開発に関する相談等に対応します。

④ハローワーク等関係機関と連携した就業支援（実施主体：国、県、市町）

児童扶養手当受給者の就労支援については、国・県・市町の福祉部門と雇用部門等関係各機関が、就労支援における役割分担と連携方法を明確にし、効果的な就業支援を実施します。

また、母子・父子自立支援プログラム策定員や母子・父子自立支援員等とハローワークの就職支援ナビゲーター等との日常的な連携に努めます。

⑤生活困窮者自立支援制度による就業支援（実施主体：県、市）

仕事が見つからない、社会に出るのが怖い、病気で働けないなど、様々な理由で就業ができない方に対し、一人ひとりに応じた解決のための自立支援計画を作り、就労支援員が寄り添いながらハローワーク等の関係機関や各分野の支援事業も活用して経済的自立を目指します。

(2) 就業に向けた能力開発の促進

①就業支援講習会の充実（実施主体：県）

円滑な就業準備や転職を支援するため、介護福祉士やパソコンなど就業につながる技能、資格取得のための就業支援講習会を実施します。

利用者ニーズに応じて講習科目を見直すとともに、技能の習得と子育てを両立することができるよう、講習受講中の託児サービスを実施します。

②準備講習付き職業訓練の実施（実施主体：国）

就労経験がないまたは就労経験が少ない母子家庭の母に対して準備講習付き職業訓練を実施します。

また、雇用保険の受給資格者で、ハローワークに求職申込みを行った上で講習の受講あっせんを受けた方については、受講期間中に各種訓練手当を支給して、ひとり親の職業能力の向上を支援していきます。

※雇用保険を受給できない方に対して求職者支援制度があります

雇用保険を受給できない求職者に対して、職業訓練（求職者支援訓練等）を実施し、一定要件を満たす場合は、職業訓練期間中に職業訓練受講給付金（受講手当月額 10 万円、通所経路に応じた額の通所手当）が支給される制度

③就業支援に関する情報の提供（実施主体：県）

ホームページ等を活用して産業技術専門学院の職業訓練など職業能力の向上のための各種講座の情報提供を行います。

④自立支援教育訓練給付金の支給（実施主体：県、市）

就職やキャリアアップにつながる資格や技能を習得するため、指定する教育訓練講座を受講する場合、受講料の一部を支給します。

(H29.4 月現在)

- 対象者・・・児童扶養手当の支給所得水準の母子家庭の母および父子家庭の父
- 対象講座・・・雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
- 対象者・・・受講料の6割相当額（上限20万円・但し12千円を超えない場合は不支給）
※雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けることができる場合には、その額を差し引いた額を支給

⑤高等職業訓練促進給付金の支給（実施主体：県、市）

介護福祉士等の就職やキャリアアップにつながる資格や技能を習得するため、1年以上養成機関で修業する場合、生活費を支給します。

(H29.4月現在)

- 対象者・・・児童扶養手当の支給所得水準の母子家庭の母および父子家庭の父であり、1年以上のカリキュラムの養成機関に通学して対象資格の取得が見込まれる者
- 対象資格・・・看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士など
- 支給額・・・(1) 高等職業訓練促進給付金（支給期間は修業期間の全期間（上限3年））
市町村民税非課税世帯月額10万円、課税世帯月額7万5千円
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金
市町村民税非課税世帯5万円、課税世帯2万5千円

⑥ひとり親家庭職業訓練資金貸付金の支給（実施主体：団体）

高等職業訓練促進給付金を受給したひとり親が、養成機関に入学する際と養成機関を卒業し就職する場合に、入学準備金と就職準備金の貸付を行います。

(H29.4月現在)

- 対象者・・・高等職業訓練促進給付金を受給しているひとり親
- 貸付限度額・・・(1) 入学準備金 500,000円
(2) 就職準備金 200,000円
- 償還期限・・・4年以内（償還免除規定あり）

⑦技能習得期間中の母子父子寡婦福祉資金貸付（技能習得資金・生活資金）の実施（実施主体：県）

ひとり親等が就職するために必要な技能を習得する場合、技能習得資金や生活資金の貸付を行います。

(H29.4月現在)

- 技能習得資金・・・知識技能の習得費用を貸付
貸付限度額月額 68,000円・貸付期間5年以内・償還期限10年以内
- 生活資金・・・知識技能の習得期間中の生活費を貸付
貸付限度額月額 141,000円・貸付期間5年以内・償還期限10年以内

⑧母子家庭等看護師等就労応援事業給付金の支給（実施主体：県）

母子父子寡婦福祉資金（生活資金）の貸付を利用して看護師等として就職した場合、就職後の貸付金償還の負担軽減のため、貸付総額の2分の1に相当する金額を支給します。

(H29.4月現在)

- 対象資格・・・看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・管理栄養士・栄養士等（以下、「看護師等」という。）
- 対象者・・・母子父子寡婦福祉資金（生活資金）の貸付を受けた者で、養成施設で技能を習得した後、6か月以内に県内で看護師等として業務に従事した者
※ただし、高等職業訓練促進給付金の支給期間（3年）を超える期間のみ対象
- 支給額・・・母子父子寡婦福祉資金（生活資金）の貸付総額の2分の1に相当する金額

⑨県が実施する技能習得に関するその他の貸付制度の活用（実施主体：県、団体）

○福井県看護師等修学資金貸与制度

県内において看護業務に従事する職員の確保および質の向上に資することを目的に、保健師、助産師、看護師等を養成する学校または養成所に在学する者に修学資金を貸与する制度

○福井県介護福祉士等就学資金貸付制度

県内において介護等の業務に従事する介護福祉士および相談援助業務に従事する社会福祉士の充実に資することを目的に、介護福祉士または社会福祉士の養成施設に在学する者に修学資金の貸付を行う制度（償還免除規定あり）

○福井県保育士修学資金貸付制度・福井県保育士就職準備金貸付制度

県内において保育人材の確保と福祉の増進を図ることを目的に、保育士養成施設に在学する者に修学資金を貸与するほか、再就職を希望する保育士有資格者に対し、就職に必要な資金の貸付を行う制度（償還免除規定あり）

⑩高等学校卒業程度認定試験受講修了時給付金等の支給（実施主体：県）

ひとり親およびその児童が、学び直しのため、高等学校卒業程度認定試験の対策講座を受講した場合、費用の一部を支給します。

(H29.4月現在)

○受講修了時給付金・・・受講費用の2割（上限10万円）

○合格時給付金・・・受講費用の4割（受講修了時給付金と合わせて上限15万円）

(3) 就業機会の創出

①ひとり親の雇用に関する事業主への働きかけ（実施主体：県）

ひとり親の就業を促進するため民間事業者に対して理解と協力を求めます。
また、母子家庭等就業・自立支援センターの就業相談員や母子・父子自立支援プログラム策定員とともに雇用を働きかけます。

②ひとり親の雇用に関する各種助成金制度の周知（実施主体：国、県、市町）

ひとり親の雇用に際し、事業主に対して福井労働局が実施する各種の助成金制度も併せて周知を図り、その活用を推進していきます。

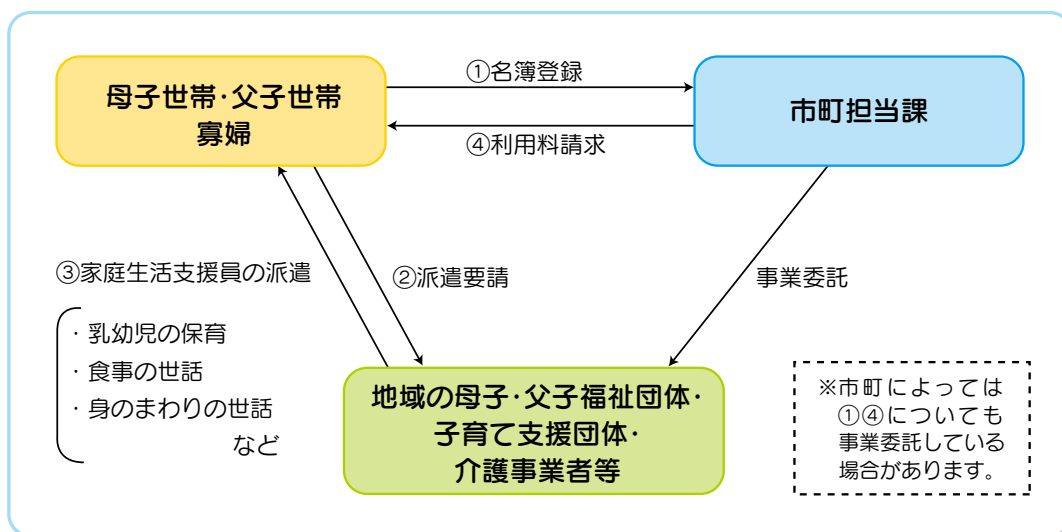
イ 生活支援

(1) 子育て支援サービスの充実

①母子家庭等日常生活支援事業の実施（実施主体：市町）

ひとり親家庭等に家事・育児等の日常生活について支援が必要な場合に、各市町が生活支援員の派遣を行い、日常生活のサポートを行います。

支援を必要とするひとり親家庭等が身近な地域で制度が利用できるよう、事業の実施を市町へ働きかけていきます。



②保育所等優先入所の推進と保育料減免の実施（実施主体：市町）

ひとり親家庭をめぐる就職環境が厳しいことを踏まえ、就業や求職活動、職業訓練のため、ひとり親家庭の子どもが保育所等へ優先的に入所できるよう引き続き市町と協力して実施します。

また、ひとり親家庭の子ども保育料について所得に応じて減免を実施します。

③放課後児童クラブの優先的利用の推進（実施主体：市町）

子どもの健全育成と仕事の両立を目的とした放課後児童クラブを、ひとり親家庭の子どもが優先的に利用できるよう引き続き市町と協力して実施します。

④すみずみ子育てサポート事業の実施（実施主体：市町）

保護者の病気や冠婚葬祭等で一時的に子育てに対する支援が必要となった場合に、一時預かりや家事援助など、ニーズに柔軟に対応し子育てをサポートします。

⑤子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施 （実施主体：市町）

保護者の病気や育児疲れ、恒常的な残業等により、日中や夜間に、一時的に家庭において子どもを養育することが困難な場合に、児童養護施設等において子どもを預かるショートステイやトワイライトステイを実施します。

⑥多様な保育サービスの充実（実施主体：市町）

子育ての負担軽減と安心して働くことのできる環境づくりのため、様々な保育サービスを充実します。

- 延長保育 ……対象児童の認定利用時間を超えて保育を実施
- 休日・夜間保育 ……保護者の勤務状況等により、日曜・祝日等の休日や夜間に保育を必要とする子どもを対象に保育を実施
- 一時預かり保育 ……一時的・緊急的に児童の保育が必要な場合に保育を実施
- 病児・病後児保育 ……児童が急な病気となり、集団保育や家庭での保育ができない場合に一時的に保育を実施

⑦子育て世代包括支援センターにおける各種相談の実施（実施主体：市町）

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置し、きめ細やかな相談支援等を行います。

⑧子育て支援拠点における子育て親子の交流、育児相談の実施 （実施主体：市町）

地域子育て支援拠点（子育て支援センター、子育てひろば等）において、子育て中の親子の交流促進や育児相談、子育て支援の情報提供などを実施します。

(2) 企業の子育て応援の促進

①子育て応援企業への支援（実施主体：県）

育児・介護休業法の義務規定を超える就業規則等を整備するなど、子育てと仕事の両立支援に取り組む企業を積極的に支援します。

また、子育てが一段落した後、働く意欲のある女性に対して、職業能力の向上のための取り組みを行います。

②労働環境改善に向けた情報提供（実施主体：県）

企業に対して、様々な工夫により労働環境を改善するために必要な情報提供を行います。

(3) 生活基盤の確保

①公営住宅への入居支援の実施（実施主体：県、市町）

ひとり親家庭（配偶者からの暴力等により婚姻関係が事実上破綻している世帯を含む。）や高齢者、障害者等であって住宅に困窮する者に対し、県営住宅の募集にあたって優先入居を実施します。

また、市町に対しても、ひとり親家庭を対象とした公営住宅の優先入居について働きかけます。

②民間賃貸住宅への入居支援の実施（実施主体：県、市町、団体）

福井県居住支援協議会と連携し子育て世帯等の入居を受け入れている民間賃貸住宅の情報を発信していきます。

③母子父子寡婦福祉資金貸付（住宅資金・転宅資金）の実施（実施主体：県）

ひとり親等が住宅を建築（購入・補修・保全・改築・増築）する場合や転居する場合に、住宅資金や転宅資金の貸付を行います。

(H29.4月現在)

- 住宅資金・・・住宅の建築（購入・補修・保全・改築・増築）資金を貸付
貸付限度額 150 万円・据置期間6か月・償還期限6年以内
- 転宅資金・・・住居を移転するため住居の賃借に際し必要な資金を貸付
貸付限度額 26 万円・据置期間6か月・償還期限3年以内

④母子生活支援施設を活用した生活支援の実施（実施主体：県、市）

離婚等の環境の変化により子どもの養育が困難になっている母子家庭に対して、母子生活支援施設を活用することにより、居住の場とともに精神的に安定できる環境を提供し、生活や養育上の支援を総合的に実施します。

(4) 生活安定のための経済的支援

①児童扶養手当の適正な支給（実施主体：県、市町）

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、市町と連携して児童扶養手当の制度の周知を進めるとともに、適正な支給を行います。

(H29.4月現在)

- 支給対象・・・父または母と生計を同じくしていない 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（心身に概ね中度以上の障害を持つ児童の場合は、20 歳未満）を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父または養育者（祖父母など）
- 手当の額・・・第 1 子 所得に応じて月額 42,290 円～ 9,980 円を支給
第 2 子 〃 月額 9,990 円～ 5,000 円を支給
第 3 子以降 〃 月額 5,990 円～ 3,000 円を支給
※前年の所得が一定の額以上の場合には支給停止となる。

②ひとり親家庭等医療費助成事業の実施（実施主体：市町）

ひとり親家庭等における疾病の早期発見と治療の促進、経済的負担の軽減を目的として、ひとり親およびその20歳未満の子どもについて医療費の自己負担分を助成します。

③病児・病後児保育、放課後児童クラブ利用料に対する支援の実施（実施主体：市町）

ひとり親家庭の子育てと仕事の両立を支援するため、病児・病後児保育や放課後児童クラブの利用料に対する助成を行います。（ひとり親家庭等の子育て安心プラン事業）

④高校生の通学費用に対する支援の実施（再掲）（実施主体：市町）

経済的負担が大きい高校生を持つひとり親家庭の負担を軽減するため、通学費用（定期代）に対する助成を行います。（ひとり親家庭等の子育て安心プラン事業）

⑤母子父子寡婦福祉資金貸付の実施（実施主体：県）

ひとり親家庭等に対し、市福祉事務所および県健康福祉センターの窓口において、修学資金等の母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行い利用の促進を図るとともに、利用者の立場に立った適正な貸付を行います。

【母子父子寡婦福祉貸付資金の種類】

- | | | | |
|---------|---------|-------|---------|
| ①事業開始資金 | ②事業継続資金 | ③修学資金 | ④技能習得資金 |
| ⑤修業資金 | ⑥転宅資金 | ⑦住宅資金 | ⑧就職支度資金 |
| ⑨就学支度資金 | ⑩結婚資金 | ⑪生活資金 | ⑫医療介護資金 |

⑥交通災害等遺児就学支度金支給事業の実施（実施主体：県）

交通事故や病気等により保護者を失った遺児の修学の安定と福祉の増進を図るため、就学支度金を支給します。

⑦児童手当の支給（実施主体：市町）

家庭の生活安定と次代を担う児童の健やかな成長を図るため、中学校3年生まで児童手当を支給します。

⑧子ども医療費助成事業の実施（実施主体：市町）

すべての家庭の子どもの疾病の早期発見と治療の促進、経済的負担の軽減を目的とした子ども医療費の助成を行います。

⑨新ふくい3人っ子応援プロジェクトの実施（実施主体：市町）

多子世帯の経済的負担を軽減するため、第3子以降の子どもの保育所等の保育料、病児・病後児保育の利用料等を無料化します。

3 情報提供・相談体制の充実

ひとり親家庭の子育てをはじめとした生活、就業等に関する様々な悩みについて、早い段階から相談に応じ支援が行きとどくよう、相談窓口を周知し、母子・父子自立支援員や就業相談員などによる情報提供や相談体制を充実します。

○達成を目指す目標

制度の周知（認知度）	2017年度	2022年度
ひとり親家庭児童の学習支援事業	44.1%	80%
福井県母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談	68.3%	
母子父子寡婦福祉資金貸付	49.1%	

(1) 情報提供体制の充実

① 広報誌やホームページ等を活用した情報提供（実施主体：県、市町）

必要な情報が必要とする人に十分に行き渡るよう、子育てや就業支援等に関する施策を紹介したパンフレットや、市町の広報誌等による制度の周知に努めます。

また、いつでも容易に情報にアクセスできるよう、インターネットやスマートフォンを活用した情報提供体制の強化を進めます。

② 行政窓口等での情報提供（実施主体：県、市町）

ひとり親家庭となった場合、速やかに支援制度の情報を提供できるよう、市町住民担当課の窓口からひとり親家庭福祉担当課へつなぐなど、関係部署との連携を市町に働きかけていきます。

また、児童扶養手当の現況届やひとり親家庭等医療費助成受給資格の更新等の機会に併せ、ひとり親家庭の自立支援に関する制度の周知と利用促進に努めます。

さらに、小中学校の進学説明会などの機会をとらえて福祉施策や就学援助制度を説明するなど、関係機関が協力して情報提供の機会を増やすよう努めます。

③ 利用者を対象とした支援制度説明会等の実施（実施主体：県）

ひとり親家庭への各種支援制度の更なる周知を図るため、ひとり親家庭を対象とした支援制度説明会やひとり親家庭同士が悩みの相談や情報交換を行う交流会を開催します。

④身近な地域活動者からの情報提供（実施主体：県、団体）

母子寡婦福祉連合会や民生委員・児童委員を通じて、ひとり親家庭に対する子育てや就業支援等の施策の周知を図ります。併せて、母子寡婦福祉連合会や民生委員・児童委員が適切な情報発信が行えるよう研修を行い、ひとり親家庭施策に関する情報発信の充実を図ります。

⑤母子寡婦福祉連合会への支援（実施主体：県）

母子寡婦福祉連合会の実施する事業について、支援を行うほか、協働してひとり親家庭に対する支援および施策の周知を図ります。

ひとり親家庭同士の情報交換会やひとり親家庭の子どもとの交流事業などの機会を通して、仲間同士のコミュニケーションを広げ、制度を周知していきます。

(2) 相談体制の充実

①母子・父子自立支援員による相談事業の推進（実施主体：県、市）

ひとり親家庭に対する総合的な相談窓口として、市福祉事務所および県健康福祉センターに配置する母子・父子自立支援員が、その自立のために必要な情報提供を行うとともに様々な相談に応じます。

母子・父子自立支援員

（市福祉事務所および県健康福祉センターに配置、問い合わせ先P71①）

- 支援内容・・・①住宅、子育て、就業や家庭紛争、結婚などの生活一般についての相談支援
- ②職業能力開発や向上のための訓練等に関する情報提供
- ③児童扶養手当の受給や養育費、教育費などの経済上の諸問題に関する相談支援

②母子家庭等就業・自立支援センター等での相談体制の充実（実施主体：県）

母子家庭等就業・自立支援センターに配置する就業相談員、母子・父子自立支援プログラム策定員および養育費専門相談員と関係機関との連携を図り、母子家庭の母等の就業や養育費の確保についての相談・助言を行います。

また、巡回による就業相談会の開催や、センターの利用時間の延長、インターネットやスマートフォンを活用した相談体制の強化など、相談者の利便性の向上を図ります。

(H29.4月現在)

福井県母子家庭等就業・自立支援センター

〔福井市光陽2丁目3-22（一財）福井県母子寡婦福祉連合会内〕
Tel. 0776-21-0733 月～金（祝祭日を除く）9：00～16：00〕

- 支援内容・・・①就業相談員や母子・父子自立支援プログラム策定員による就業相談
- ②就業支援講習会の開催
- ③養育費専門相談員による養育費相談

③子どもや女性に関する相談窓口の周知や相談体制の連携（実施主体：県、市町）

子どもの養育に関する専門的な相談窓口や、離婚問題を含む女性に関する相談窓口の周知を行い、必要に応じ市福祉事務所および県健康福祉センターに配置されている家庭相談員や女性相談員と連携を図ります。

家庭相談員

（市福祉事務所および県健康福祉センターに配置、問い合わせ先P71①）

○支援内容・・・不登校、家族関係、生活習慣、発達、非行などの問題を抱える児童の保護者に対する相談支援

女性相談員

（総合福祉相談所および県健康福祉センター等に配置、問い合わせ先P71③）

○支援内容・・・家庭的、社会的な問題を抱えている女性に対する問題解決のための相談支援

④配偶者暴力被害者支援センターでの相談体制の充実（実施主体：県、市町）

配偶者からの暴力による被害者の相談、保護、自立支援等を適切かつ迅速に進めるため、夜間・休日における相談業務を引き続き実施するとともに、警察等関係機関との相互連携を強化します。

配偶者暴力被害者支援センター

（生活学習館（ユー・アイふくい）、総合福祉相談所、県健康福祉センター内
問い合わせ先P71③）

○支援内容・・・配偶者暴力を受けた被害者の方の相談、保護、自立支援

⑤各種相談・手続きの利便性の向上（実施主体：県、市町）

ひとり親家庭に関する相談や児童扶養手当の現況届、ひとり親家庭等医療費助成受給資格の更新等の手続に関して、利用者の利便性を考慮し、受付時間の延長や休日の受付などにも対応できるよう市町に働きかけ、各種相談・手続きの利便性の向上に努めます。

⑥母子・父子自立支援員等の資質向上のための研修の実施（実施主体：県）

母子・父子自立支援員や県および市町担当職員が、ひとり親家庭の自立支援に向けて、適切かつ効果的に相談を行えるよう、各種研修の実施や派遣などの機会を提供することにより相談体制の充実を図ります。

第5章

具体的施策

資料編

平成 29 年度福井県ひとり親家庭実態調査報告 目次

I	調査の概要	42
II	調査結果一覧	
	【A 本人と家族の状況】	
	1 世帯種別回答者数	43
	2 市町別回答者数	43
	3 調査時点の本人の年齢	43
	4 ひとり親になった理由	44
	5-1 ひとり親になった時の親の年齢	44
	5-2 ひとり親になった時の子どもの状況	44
	6 家族構成	45
	7 調査時点の子どもの状況	45
	【B 住居の状況】	
	8 住居の状況	46
	9 公営住宅の入居希望	46
	【C 就労状況等】	
	10 ひとり親になる前の親の就労形態	46
	11 ひとり親になったことを契機とした転職の有無	47
	12 ひとり親になったことを契機とした転職の理由	47
	13 現在の親の就労形態	48
	14 現在の親の職業	48
	15 現在の転職希望の有無	49
	16 現在の転職希望の理由	49
	17 不就業者の就業希望の有無	50
	18 就職希望者が就職していない（できない）理由	50
	19 社会保険の加入状況	50
	20 所有している資格	51
	21 身につけたい資格・技術	51
	【D 収入の状況】	
	22 世帯全体の主な収入源	52
	23 本人の年間就労収入	52
	24 世帯の年間収入	53
	25 現在の暮らしの状況	53

【E 養育費・面会交流】		
26	養育費の相談先	54
27	養育費の取り決め状況	54
28	養育費の受給状況	54
29	養育費の額	55
30	養育費の取り決めをしていない理由	55
31	面会交流の相談先	56
32	面会交流の取り決め状況	56
33	面会交流の実施状況	56
34	面会交流の実施頻度	57
35	面会交流の取り決めをしていない理由	57
【F 困りごと、悩みごと等】		
36	子どもについての悩み	58
37	子どもの将来について重視すること	58
38	ひとり親自身についての悩み	59
39	ひとり親自身の将来についての悩み	59
40	子どもの最終進学目標	60
41	ひとり親自身の最終学歴	60
42	ひとり親自身の相談相手	60
43	近所づきあいの程度	61
【G 子どもの学習状況】		
44	子どもの通塾状況	61
45	子どもの学年別通塾状況	61
46	学習塾に通わせたいが通わせていない理由	61
47	ひとり親家庭学習支援事業の利用状況	62
48	子どもの放課後の過ごし方	62
【H 福祉政策】		
49	ひとり親家庭支援制度の利用状況	63
50	支援制度の情報の入手方法	67
51	効果的だと思う周知方法	67
52	充実が望まれる施策	67

平成 29 年度福井県ひとり親家庭実態調査概要

1 調査目的

福井県内における母子世帯、父子世帯および一人暮らしの寡婦の生活の実態を把握し、「福井県ひとり親家庭自立支援計画」改定のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の実施主体

福井県

3 調査の協力機関

市町

4 調査の対象者

福井県内に居住する母子世帯、父子世帯および一人暮らしの寡婦

(市町の母子家庭等医療費助成事業受給資格者数に基づき推定した平成 29 年 4 月 1 日現在の対象者から、母子世帯および一人暮らしの寡婦は半数、父子世帯は全数を調査対象とした。)

5 調査方法

- ① 県は、市町ごとに調査対象者数を配分し、調査票を市町に送付（6月）
- ② 市町は、母子家庭等医療費助成事業資格者から県が配分した調査数分の対象者を抽出し、調査票を郵送または窓口で手渡し、郵送により回収（7～9月）

6 調査基準日

平成 29 年 8 月 1 日

7 調査対象者数と調査票の回収状況

世帯区分	対象世帯数 (H29.4.1 推計) (世帯)	調査対象者数 (調査票配布数) (件)	調査票回収数 (件)	回収率
母子世帯	6,938	3,141	1,020	32.5 %
父子世帯	613	406	68	16.7 %
一人暮らしの寡婦	525	182	68	37.4 %
合計	8,076	3,729	1,156	31.0 %

平成 29 年度福井県ひとり親家庭実態調査結果一覧

＜結果一覧について＞

- ・「実数（有効回答数）」は、「不詳」となる回答（無記入、無効回答など）がある調査票を除いた、有効な調査票の数を表している。
- ・「構成比・割合」は、「実数（有効回答数）」を分母とした値を表している。
- ・「構成比・割合」は、少数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

【A 本人と家族の状況】

1 世帯種別回答者数

	母子	父子	母子+父子	寡婦
	1,020	68	1,088	68

2 市町別回答者数

	実 数（有効回答数）				構 成 比 ・ 割 合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	1,020	68	1,088	68	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
福井市	384	16	400	7	37.6%	23.5%	36.8%	10.3%
敦賀市	75	4	79	10	7.4%	5.9%	7.3%	14.7%
小浜市	23	1	24	0	2.3%	1.5%	2.2%	0.0%
大野市	32	4	36	6	3.1%	5.9%	3.3%	8.8%
勝山市	30	4	34	2	2.9%	5.9%	3.1%	2.9%
鯖江市	99	8	107	9	9.7%	11.8%	9.8%	13.2%
あわら市	32	2	34	2	3.1%	2.9%	3.1%	2.9%
越前市	89	4	93	17	8.7%	5.9%	8.5%	25.0%
坂井市	121	7	128	1	11.9%	10.3%	11.8%	1.5%
永平寺町	26	1	27	2	2.5%	1.5%	2.5%	2.9%
池田町	0	0	0	1	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%
南越前町	15	1	16	2	1.5%	1.5%	1.5%	2.9%
越前町	42	7	49	0	4.1%	10.3%	4.5%	0.0%
美浜町	12	3	15	2	1.2%	4.4%	1.4%	2.9%
高浜町	16	2	18	0	1.6%	2.9%	1.7%	0.0%
おおい町	4	3	7	4	0.4%	4.4%	0.6%	5.9%
若狭町	20	1	21	3	2.0%	1.5%	1.9%	4.4%

3 調査時点の本人の年齢

	実 数（有効回答数）				構 成 比 ・ 割 合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	1,020	68	1,088	68	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
20歳未満	2	0	2	0	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%
20歳代	65	1	66	0	6.4%	1.5%	6.1%	0.0%
30歳代	340	19	359	0	33.3%	27.9%	33.0%	0.0%
40歳代	514	26	540	3	50.4%	38.2%	49.6%	4.4%
50歳代	95	18	113	12	9.3%	26.5%	10.4%	17.6%
60歳以上	4	4	8	53	0.4%	5.9%	0.7%	77.9%
平均年齢	40.8歳	45.2歳	41.1歳	61.9歳				

4 ひとり親になった理由

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	1,003	68	1,071	67	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
死別	76	8	84	34	7.6%	11.8%	7.8%	50.7%
生別	927	60	987	33	92.4%	88.2%	92.2%	49.3%
離婚	830	59	889	32	82.8%	86.8%	83.0%	47.8%
未婚	83	0	83	1	8.3%	0.0%	7.7%	1.5%
その他	14	1	15	0	1.4%	1.5%	1.4%	0.0%

5-1 ひとり親になった時の親の年齢

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	1,016	68	1,084	66	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
20歳未満	17	0	17	0	1.7%	0.0%	1.6%	0.0%
20歳代	270	6	276	7	26.6%	8.8%	25.5%	10.6%
30歳代	517	32	549	32	50.9%	47.1%	50.6%	48.5%
40歳代	198	21	219	17	19.5%	30.9%	20.2%	25.8%
50歳代	14	9	23	7	1.4%	13.2%	2.1%	10.6%
60歳以上	0	0	0	3	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%
平均年齢	33.7歳	39.4歳	34.1歳	39.5歳				

5-2 ひとり親になった時の子どもの状況

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数（回答者の子どもの数の合計）…A	1,715	121	1,836	110	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
小学校就学前	883	56	939	32	51.5%	46.3%	51.1%	29.1%
小学生	529	48	577	44	30.8%	39.7%	31.4%	40.0%
中学生	170	13	183	9	9.9%	10.7%	10.0%	8.2%
高校生・高等専門学校生	104	4	108	14	6.1%	3.3%	5.9%	12.7%
専修学校	2	0	2	0	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%
短大・大学	8	0	8	3	0.5%	0.0%	0.4%	2.7%
就労	6	0	6	5	0.3%	0.0%	0.3%	4.5%
その他	13	0	13	3	0.8%	0.0%	0.7%	2.7%
総数（子どもの数別世帯数）…B	1,009	68	1,077	61	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1人	446	28	474	24	44.2%	41.2%	44.0%	39.3%
2人	430	27	457	26	42.6%	39.7%	42.4%	42.6%
3人	123	13	136	10	12.2%	19.1%	12.6%	16.4%
4人以上	10	0	10	1	1.0%	0.0%	0.9%	1.6%
1世帯当たりの子どもの数平均…A/B	1.7人	1.8人	1.7人	1.8人				

6 家族構成

	実 数 (有効回答数)				構 成 比 ・ 割 合			
	母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
総数	1,012	67	1,079		100.0%	100.0%	100.0%	
母子(父子)のみ	639	16	655		63.1%	23.9%	60.7%	
実父母と同居	361	51	412		35.7%	76.1%	38.2%	
その他	12	0	12		1.2%	0.0%	1.1%	

7 調査時点の子どもの状況

	実 数 (有効回答数)				構 成 比 ・ 割 合			
	母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
総数 (回答者の子どもの数の合計) … A	1,600	113	1,713		100.0%	100.0%	100.0%	
小学校就学前	231	9	240		14.4%	8.0%	14.0%	
小学生	486	38	524		30.4%	33.6%	30.6%	
中学生	323	28	351		20.2%	24.8%	20.5%	
高校生・高等専門学校生	411	32	443		25.7%	28.3%	25.9%	
専修学校	22	2	24		1.4%	1.8%	1.4%	
短大・大学	58	4	62		3.6%	3.5%	3.6%	
就労	47	0	47		2.9%	0.0%	2.7%	
その他	22	0	22		1.4%	0.0%	1.3%	
総数 (子どもの数別世帯数) … B	1,014	68	1,082		100.0%	100.0%	100.0%	
1人	530	34	564		52.3%	50.0%	52.1%	
2人	391	23	414		38.6%	33.8%	38.3%	
3人	84	11	95		8.3%	16.2%	8.8%	
4人以上	9	0	9		0.9%	0.0%	0.8%	
1世帯当たりの子どもの数平均… A/B	1.6人	1.7人	1.6人					

【B 住居の状況】

8 住居の状況

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	1,013	67	1,080	68	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
持ち家（本人名義）	207	33	240	41	20.4%	49.3%	22.2%	60.3%
同居（実家等）	284	23	307	1	28.0%	34.3%	28.4%	1.5%
民間の借家・アパート・賃貸マンション	294	4	298	8	29.0%	6.0%	27.6%	11.8%
公営住宅	156	3	159	13	15.4%	4.5%	14.7%	19.1%
社宅・公舎	6	1	7	0	0.6%	1.5%	0.6%	0.0%
その他	66	3	69	5	6.5%	4.5%	6.4%	7.4%

9 公営住宅の入居希望（住まいが公営住宅以外の場合）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	793	50	843	34	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
希望する（応募経験あり）	55	0	55	0	6.9%	0.0%	6.5%	0.0%
希望する（応募経験なし）	153	5	158	3	19.3%	10.0%	18.7%	8.8%
希望しない	585	45	630	31	73.8%	90.0%	74.7%	91.2%

【C 就労状況等】

10 ひとり親になる前の親の就労形態

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	1,015	67	1,082	64	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
就労	838	67	905	51	82.6%	100.0%	83.6%	79.7%
正規の職員・従業員	290	43	333	22	28.6%	64.2%	30.8%	34.4%
労働者派遣会社の派遣社員	38	0	38	0	3.7%	0.0%	3.5%	0.0%
パート・アルバイト等	406	6	412	17	40.0%	9.0%	38.1%	26.6%
会社などの役員	6	1	7	0	0.6%	1.5%	0.6%	0.0%
自営業	42	16	58	7	4.1%	23.9%	5.4%	10.9%
家族従事者	33	0	33	4	3.3%	0.0%	3.0%	6.3%
その他	23	1	24	1	2.3%	1.5%	2.2%	1.6%
不就労	177	0	177	13	17.4%	0.0%	16.4%	20.3%

11 ひとり親になったことを契機とした転職の有無

	実 数 (有効回答数)				構 成 比 ・ 割 合			
	母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
総数	796	63	859	41	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
転職した	369	10	379	19	46.4%	15.9%	44.1%	46.3%
転職していない	427	53	480	22	53.6%	84.1%	55.9%	53.7%

12 ひとり親になったことを契機とした転職の理由

		実 数 (有効回答数)				構 成 比 ・ 割 合			
		母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
<複数回答>	総数	366	10	376	18	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	収入がよくない	201	1	202	10	54.9%	10.0%	53.7%	55.6%
	勤め先が自宅から遠い	93	1	94	6	25.4%	10.0%	25.0%	33.3%
	健康がすぐれない	23	2	25	4	6.3%	20.0%	6.6%	22.2%
	仕事の内容がよくない	36	2	38	0	9.8%	20.0%	10.1%	0.0%
	職場環境になじめない	27	2	29	1	7.4%	20.0%	7.7%	5.6%
	労働時間があわない	137	4	141	7	37.4%	40.0%	37.5%	38.9%
	社会保険がないまたは不十分	68	1	69	3	18.6%	10.0%	18.4%	16.7%
	休みが少ない	42	3	45	3	11.5%	30.0%	12.0%	16.7%
	身分が安定していない	33	3	36	1	9.0%	30.0%	9.6%	5.6%
	経験や能力が発揮できない	17	1	18	0	4.6%	10.0%	4.8%	0.0%
	自営業等であったが離婚したため	32	2	34	3	8.7%	20.0%	9.0%	16.7%
	その他	48	4	52	4	13.1%	40.0%	13.8%	22.2%
<最大の理由>	総数	327	10	337	15	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	収入がよくない	130	1	131	4	39.8%	10.0%	38.9%	26.7%
	勤め先が自宅から遠い	36	1	37	2	11.0%	10.0%	11.0%	13.3%
	健康がすぐれない	9	0	9	2	2.8%	0.0%	2.7%	13.3%
	仕事の内容がよくない	10	0	10	0	3.1%	0.0%	3.0%	0.0%
	職場環境になじめない	4	1	5	0	1.2%	10.0%	1.5%	0.0%
	労働時間があわない	61	1	62	1	18.7%	10.0%	18.4%	6.7%
	社会保険がないまたは不十分	9	0	9	0	2.8%	0.0%	2.7%	0.0%
	休みが少ない	7	0	7	0	2.1%	0.0%	2.1%	0.0%
	身分が安定していない	4	1	5	0	1.2%	10.0%	1.5%	0.0%
	経験や能力が発揮できない	2	1	3	0	0.6%	10.0%	0.9%	0.0%
	自営業等であったが離婚したため	20	0	20	3	6.1%	0.0%	5.9%	20.0%
	その他	35	4	39	3	10.7%	40.0%	11.6%	20.0%

13 現在の親の就労形態

	実 数 (有効回答数)				構 成 比 ・ 割 合			
	母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
総数	1,011	67	1,078	61	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
就労	958	64	1,022	37	94.8%	95.5%	94.8%	60.7%
正規の職員・従業員	471	43	514	14	46.6%	64.2%	47.7%	23.0%
労働者派遣会社の派遣社員	49	1	50	1	4.8%	1.5%	4.6%	1.6%
パート・アルバイト等	376	5	381	17	37.2%	7.5%	35.3%	27.9%
会社などの役員	2	1	3	0	0.2%	1.5%	0.3%	0.0%
自営業	29	13	42	3	2.9%	19.4%	3.9%	4.9%
家族従事者	7	0	7	0	0.7%	0.0%	0.6%	0.0%
その他	24	1	25	2	2.4%	1.5%	2.3%	3.3%
不就労	53	3	56	24	5.2%	4.5%	5.2%	39.3%

14 現在の親の職業

	実 数 (有効回答数)				構 成 比 ・ 割 合			
	母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
総数	934	63	997	33	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
専門的技術的職業従事者 (A 看護師、教員、保育士など)	136	2	138	2	14.6%	3.2%	13.8%	6.1%
管理的職業従事者 (B 事業の経営者、役員など)	11	2	13	0	1.2%	3.2%	1.3%	0.0%
事務従事者 (C 会社、商店、官庁などの一般事務)	258	10	268	5	27.6%	15.9%	26.9%	15.2%
販売従事者 (D 店主、店員、セールス、保険外交員など)	124	5	129	5	13.3%	7.9%	12.9%	15.2%
農林・漁業従事者	3	3	6	1	0.3%	4.8%	0.6%	3.0%
保安職業従事者 (E 自衛官、警察官、守衛など)	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
生産工程従事者 (F 製品製造従事者)	145	10	155	4	15.5%	15.9%	15.5%	12.1%
輸送・機械運転従事者 (G 運転手、車掌、ボイラーオペレーターなど)	4	7	11	0	0.4%	11.1%	1.1%	0.0%
建設・採掘従事者 (H 大工、左官、電気工事従事者など)	4	9	13	1	0.4%	14.3%	1.3%	3.0%
運搬・清掃・包装等従事者 (I 郵便配達員、ハウスクリーニング業、廃棄物処理従事者など)	25	4	29	4	2.7%	6.3%	2.9%	12.1%
サービス職業従事者 (J 介護職員、理容師、美容師、寮管理人など)	163	5	168	7	17.5%	7.9%	16.9%	21.2%
その他の就業者	61	6	67	4	6.5%	9.5%	6.7%	12.1%

15 現在の転職希望の有無

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	934	64	998	35	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
現在の仕事を続けたい	621	50	671	29	66.5%	78.1%	67.2%	82.9%
仕事を变えたい	300	14	314	5	32.1%	21.9%	31.5%	14.3%
仕事をやめたい	13	0	13	1	1.4%	0.0%	1.3%	2.9%

16 現在の転職希望の理由

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<複数回答> 総数	312	14	326	6	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
収入がよくない	224	11	235	6	71.8%	78.6%	72.1%	100.0%
勤め先が自宅から遠い	40	1	41	2	12.8%	7.1%	12.6%	33.3%
健康がすぐれない	53	0	53	2	17.0%	0.0%	16.3%	33.3%
仕事の内容がよくない	71	2	73	1	22.8%	14.3%	22.4%	16.7%
職場環境になじめない	37	0	37	2	11.9%	0.0%	11.3%	33.3%
労働時間があわない	55	4	59	0	17.6%	28.6%	18.1%	0.0%
社会保険がないまたは不十分	33	1	34	0	10.6%	7.1%	10.4%	0.0%
休みが少ない	60	6	66	2	19.2%	42.9%	20.2%	33.3%
身分が安定していない	52	1	53	1	16.7%	7.1%	16.3%	16.7%
経験や能力が発揮できない	31	3	34	1	9.9%	21.4%	10.4%	16.7%
自営業等であったが離婚したため	2	0	2	0	0.6%	0.0%	0.6%	0.0%
その他	41	0	41	0	13.1%	0.0%	12.6%	0.0%
<最大の理由> 総数	291	12	303	6	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
収入がよくない	156	5	161	4	53.6%	41.7%	53.1%	66.7%
勤め先が自宅から遠い	10	0	10	0	3.4%	0.0%	3.3%	0.0%
健康がすぐれない	19	0	19	1	6.5%	0.0%	6.3%	16.7%
仕事の内容がよくない	16	1	17	0	5.5%	8.3%	5.6%	0.0%
職場環境になじめない	13	0	13	1	4.5%	0.0%	4.3%	16.7%
労働時間があわない	10	2	12	0	3.4%	16.7%	4.0%	0.0%
社会保険がないまたは不十分	10	0	10	0	3.4%	0.0%	3.3%	0.0%
休みが少ない	15	2	17	0	5.2%	16.7%	5.6%	0.0%
身分が安定していない	14	0	14	0	4.8%	0.0%	4.6%	0.0%
経験や能力が発揮できない	2	2	4	0	0.7%	16.7%	1.3%	0.0%
自営業等であったが離婚したため	1	0	1	0	0.3%	0.0%	0.3%	0.0%
その他	25	0	25	0	8.6%	0.0%	8.3%	0.0%

17 不就業者の就業希望の有無

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	53	3	56	24	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
就職したい	46	3	49	7	86.8%	100.0%	87.5%	29.2%
就職は考えていない	7	0	7	17	13.2%	0.0%	12.5%	70.8%

18 就職希望者が就職していない（できない）理由

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<複数回答> 総数	46	3	49	7	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
子どもの世話をしてくれる人がいない	19	2	21	0	41.3%	66.7%	42.9%	0.0%
病気（病弱）で働けない	18	1	19	1	39.1%	33.3%	38.8%	14.3%
職業訓練を受けたり、技能を習得中である	9	1	10	0	19.6%	33.3%	20.4%	0.0%
収入面で条件のあう仕事がない	10	2	12	0	21.7%	66.7%	24.5%	0.0%
時間について条件のあう仕事がない	17	0	17	0	37.0%	0.0%	34.7%	0.0%
年齢的に条件の合う仕事がない	8	2	10	5	17.4%	66.7%	20.4%	71.4%
その他	10	1	11	2	21.7%	33.3%	22.4%	28.6%
<最大の理由> 総数	40	3	43	6	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
子どもの世話をしてくれる人がいない	5	1	6	0	12.5%	33.3%	14.0%	0.0%
病気（病弱）で働けない	13	0	13	1	32.5%	0.0%	30.2%	16.7%
職業訓練を受けたり、技能を習得中である	7	1	8	0	17.5%	33.3%	18.6%	0.0%
収入面で条件のあう仕事がない	2	1	3	0	5.0%	33.3%	7.0%	0.0%
時間について条件のあう仕事がない	6	0	6	0	15.0%	0.0%	14.0%	0.0%
年齢的に条件の合う仕事がない	2	0	2	4	5.0%	0.0%	4.7%	66.7%
その他	5	0	5	1	12.5%	0.0%	11.6%	16.7%

19 社会保険の加入状況

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<雇用保険> 総数	978	63	1,041	52	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
雇用保険に加入している	771	50	821	22	78.8%	79.4%	78.9%	42.3%
雇用保険に加入していない	207	13	220	30	21.2%	20.6%	21.1%	57.7%
<健康保険> 総数	993	67	1,060	64	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
被用者保険に加入している	696	47	743	21	70.1%	70.1%	70.1%	32.8%
国民健康保険に加入している	284	18	302	43	28.6%	26.9%	28.5%	67.2%
その他	5	0	5	0	0.5%	0.0%	0.5%	0.0%
加入していない	8	2	10	0	0.8%	3.0%	0.9%	0.0%
<公的年金> 総数	944	62	1,006	49	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
被用者年金に加入している	591	41	632	19	62.6%	66.1%	62.8%	38.8%
国民年金に加入している	281	19	300	18	29.8%	30.6%	29.8%	36.7%
加入していない	72	2	74	12	7.6%	3.2%	7.4%	24.5%

20 所有している資格（複数回答）

	実 数（有効回答数）				構 成 比・割 合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	990	62	1,052	61	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
簿記	254	6	260	11	25.7%	9.7%	24.7%	18.0%
介護職員初任者研修	77	0	77	8	7.8%	0.0%	7.3%	13.1%
教員	27	3	30	1	2.7%	4.8%	2.9%	1.6%
看護師	35	0	35	0	3.5%	0.0%	3.3%	0.0%
准看護師	21	0	21	0	2.1%	0.0%	2.0%	0.0%
調理師	72	3	75	12	7.3%	4.8%	7.1%	19.7%
理・美容師	33	0	33	1	3.3%	0.0%	3.1%	1.6%
パソコン	157	2	159	1	15.9%	3.2%	15.1%	1.6%
外国語	25	1	26	0	2.5%	1.6%	2.5%	0.0%
栄養士	13	0	13	2	1.3%	0.0%	1.2%	3.3%
介護福祉士	82	1	83	2	8.3%	1.6%	7.9%	3.3%
保育士	46	0	46	1	4.6%	0.0%	4.4%	1.6%
理学療法士	1	0	1	0	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%
作業療法士	2	0	2	0	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%
大型・第二種自動車免許	29	16	45	1	2.9%	25.8%	4.3%	1.6%
医療事務	67	0	67	1	6.8%	0.0%	6.4%	1.6%
行政書士	1	0	1	0	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%
その他	138	15	153	10	13.9%	24.2%	14.5%	16.4%
特にない	314	25	339	22	31.7%	40.3%	32.2%	36.1%

21 身につけたい資格・技術（二つまで選択）

	実 数（有効回答数）				構 成 比・割 合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	947	56	1,003	48	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
簿記	71	0	71	0	7.5%	0.0%	7.1%	0.0%
介護職員初任者研修	41	0	41	0	4.3%	0.0%	4.1%	0.0%
教員	4	0	4	0	0.4%	0.0%	0.4%	0.0%
看護師	34	0	34	0	3.6%	0.0%	3.4%	0.0%
准看護師	7	0	7	0	0.7%	0.0%	0.7%	0.0%
調理師	57	3	60	2	6.0%	5.4%	6.0%	4.2%
理・美容師	15	0	15	0	1.6%	0.0%	1.5%	0.0%
パソコン	173	6	179	5	18.3%	10.7%	17.8%	10.4%
外国語	51	4	55	0	5.4%	7.1%	5.5%	0.0%
栄養士	35	0	35	2	3.7%	0.0%	3.5%	4.2%
介護福祉士	64	0	64	1	6.8%	0.0%	6.4%	2.1%
保育士	26	0	26	0	2.7%	0.0%	2.6%	0.0%
理学療法士	11	1	12	1	1.2%	1.8%	1.2%	2.1%
作業療法士	10	0	10	0	1.1%	0.0%	1.0%	0.0%
大型・第二種自動車免許	19	9	28	0	2.0%	16.1%	2.8%	0.0%
医療事務	98	0	98	0	10.3%	0.0%	9.8%	0.0%
行政書士	30	3	33	0	3.2%	5.4%	3.3%	0.0%
その他	77	6	83	3	8.1%	10.7%	8.3%	6.3%
特にない	411	33	444	35	43.4%	58.9%	44.3%	72.9%

【D 収入の状況】

22 世帯全体の主な収入源（二つまで選択）

	実 数（有効回答数）				構 成 比・割 合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	1,014	67	1,081	66	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
あなたの仕事の収入	940	63	1,003	30	92.7%	94.0%	92.8%	45.5%
同居している家族の収入	135	18	153	1	13.3%	26.9%	14.2%	1.5%
財産収入	3	0	3	1	0.3%	0.0%	0.3%	1.5%
養育費	79	0	79	0	7.8%	0.0%	7.3%	0.0%
親族等からの援助	14	2	16	1	1.4%	3.0%	1.5%	1.5%
公的年金	63	5	68	48	6.2%	7.5%	6.3%	72.7%
児童扶養手当・特別児童扶養手当	457	20	477	0	45.1%	29.9%	44.1%	0.0%
生活保護	10	1	11	0	1.0%	1.5%	1.0%	0.0%
その他	14	0	14	3	1.4%	0.0%	1.3%	4.5%

23 本人の年間就労収入（就労による収入の税金・社会保険料差引前）

	実 数（有効回答数）				構 成 比・割 合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	982	66	1,048	51	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
50万円未満	65	4	69	5	6.6%	6.1%	6.6%	9.8%
50～100万円未満	123	1	124	12	12.5%	1.5%	11.8%	23.5%
100～150万円未満	226	4	230	17	23.0%	6.1%	21.9%	33.3%
150～200万円未満	176	14	190	8	17.9%	21.2%	18.1%	15.7%
200～250万円未満	187	11	198	3	19.0%	16.7%	18.9%	5.9%
250～300万円未満	104	8	112	5	10.6%	12.1%	10.7%	9.8%
300～350万円未満	50	10	60	1	5.1%	15.2%	5.7%	2.0%
350～400万円未満	19	4	23	0	1.9%	6.1%	2.2%	0.0%
400～450万円未満	14	2	16	0	1.4%	3.0%	1.5%	0.0%
450～500万円未満	8	2	10	0	0.8%	3.0%	1.0%	0.0%
500万円以上	10	6	16	0	1.0%	9.1%	1.5%	0.0%
本人の平均年間就労収入	182万円	265万円	187万円	136万円				

24 世帯の年間収入（同居の親族等の収入も含めた世帯の収入）

	実 数（有効回答数）				構 成 比・割 合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	957	62	1,019	58	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
50万円未満	24	1	25	1	2.5%	1.6%	2.5%	1.7%
50～100万円未満	51	0	51	8	5.3%	0.0%	5.0%	13.8%
100～150万円未満	135	2	137	24	14.1%	3.2%	13.4%	41.4%
150～200万円未満	141	5	146	9	14.7%	8.1%	14.3%	15.5%
200～250万円未満	175	12	187	7	18.3%	19.4%	18.4%	12.1%
250～300万円未満	145	4	149	8	15.2%	6.5%	14.6%	13.8%
300～350万円未満	106	9	115	0	11.1%	14.5%	11.3%	0.0%
350～400万円未満	58	10	68	1	6.1%	16.1%	6.7%	1.7%
400～450万円未満	40	4	44	0	4.2%	6.5%	4.3%	0.0%
450～500万円未満	24	5	29	0	2.5%	8.1%	2.8%	0.0%
500～600万円未満	32	3	35	0	3.3%	4.8%	3.4%	0.0%
600～700万円未満	13	6	19	0	1.4%	9.7%	1.9%	0.0%
700～800万円未満	4	0	4	0	0.4%	0.0%	0.4%	0.0%
800万円以上	9	1	10	0	0.9%	1.6%	1.0%	0.0%
世帯の平均年間収入	258万円	356万円	264万円	161万円				

25 現在の暮らしの状況

	実 数（有効回答数）				構 成 比・割 合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	1,001	66	1,067	67	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
大変苦しい	290	15	305	19	29.0%	22.7%	28.6%	28.4%
やや苦しい	477	33	510	25	47.7%	50.0%	47.8%	37.3%
普通	220	16	236	22	22.0%	24.2%	22.1%	32.8%
ややゆとりがある	13	2	15	1	1.3%	3.0%	1.4%	1.5%
大変ゆとりがある	1	0	1	0	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%

【E 養育費・面会交流】

26 養育費の相談先

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子＋父子	寡婦	母子	父子	母子＋父子	寡婦
<複数回答> 総数	849	57	906		100.0%	100.0%	100.0%	
親族	413	15	428		48.6%	26.3%	47.2%	
知人・友人	247	9	256		29.1%	15.8%	28.3%	
県・市町村窓口※	95	2	97		11.2%	3.5%	10.7%	
母子・父子福祉団体	14	0	14		1.6%	0.0%	1.5%	
弁護士	163	2	165		19.2%	3.5%	18.2%	
家庭裁判所	182	7	189		21.4%	12.3%	20.9%	
その他	35	0	35		4.1%	0.0%	3.9%	
相談していない	264	36	300		31.1%	63.2%	33.1%	
<最もよく相談する相手> 総数	632	24	656		100.0%	100.0%	100.0%	
親族	250	8	258		39.6%	33.3%	39.3%	
知人・友人	79	4	83		12.5%	16.7%	12.7%	
県・市町村窓口※	32	1	33		5.1%	4.2%	5.0%	
母子・父子福祉団体	2	0	2		0.3%	0.0%	0.3%	
弁護士	66	0	66		10.4%	0.0%	10.1%	
家庭裁判所	86	4	90		13.6%	16.7%	13.7%	
その他	14	0	14		2.2%	0.0%	2.1%	
相談していない	103	7	110		16.3%	29.2%	16.8%	

※母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立支援センターを含む

27 養育費の取り決め状況

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子＋父子	寡婦	母子	父子	母子＋父子	寡婦
総数	844	57	901		100.0%	100.0%	100.0%	
取り決めあり	511	18	529		60.5%	31.6%	58.7%	
文書合意あり	384	9	393		45.5%	15.8%	43.6%	
文書合意なし	127	9	136		15.0%	15.8%	15.1%	
取り決めなし	333	39	372		39.5%	68.4%	41.3%	

28 養育費の受給状況

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子＋父子	寡婦	母子	父子	母子＋父子	寡婦
総数	511	16	527		100.0%	100.0%	100.0%	
現在も受けている	255	4	259		49.9%	25.0%	49.1%	
受けたことはあるが現在は受けていない	142	3	145		27.8%	18.8%	27.5%	
受けたことがない	114	9	123		22.3%	56.3%	23.3%	

29 養育費の額（現在または過去に受けた世帯で額が決まっている場合）

	実 数（有効回答数）				構 成 比・割 合			
	母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
総数	384	6	390		100.0%	100.0%	100.0%	
1万円未満	2	0	2		0.5%	0.0%	0.5%	
1～2万円未満	27	3	30		7.0%	50.0%	7.7%	
2～3万円未満	71	2	73		18.5%	33.3%	18.7%	
3～4万円未満	99	0	99		25.8%	0.0%	25.4%	
4～5万円未満	47	0	47		12.2%	0.0%	12.1%	
5～6万円未満	53	1	54		13.8%	16.7%	13.8%	
6～7万円未満	28	0	28		7.3%	0.0%	7.2%	
7～8万円未満	3	0	3		0.8%	0.0%	0.8%	
8～9万円未満	10	0	10		2.6%	0.0%	2.6%	
9～10万円未満	6	0	6		1.6%	0.0%	1.5%	
10～11万円未満	13	0	13		3.4%	0.0%	3.3%	
11～12万円未満	1	0	1		0.3%	0.0%	0.3%	
12～13万円未満	2	0	2		0.5%	0.0%	0.5%	
13～14万円未満	0	0	0		0.0%	0.0%	0.0%	
14～15万円未満	0	0	0		0.0%	0.0%	0.0%	
15万円以上	1	0	1		0.3%	0.0%	0.3%	
決まっていない	21	0	21		5.5%	0.0%	5.4%	
養育費の月額平均	44,174 円	25,000 円	43,862 円					

30 養育費の取り決めをしていない理由

	実 数（有効回答数）				構 成 比・割 合			
	母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
<複数回答> 総数	329	38	367		100.0%	100.0%	100.0%	
自分の収入等で経済的に問題ないから	12	6	18		3.6%	15.8%	4.9%	
取り決めの交渉がわずらわしいから	68	8	76		20.7%	21.1%	20.7%	
相手に支払う意思がないと思ったから	157	19	176		47.7%	50.0%	48.0%	
相手に支払う能力がないと思ったから	146	22	168		44.4%	57.9%	45.8%	
相手に養育費を請求できると思わなかったから	43	1	44		13.1%	2.6%	12.0%	
子どもを引き取った方が養育費を負担するものと思っていたから	12	4	16		3.6%	10.5%	4.4%	
取り決めの交渉をしたがまとまらなかったから	49	2	51		14.9%	5.3%	13.9%	
現在交渉中または今後交渉予定であるから	4	0	4		1.2%	0.0%	1.1%	
相手から身体的・精神的暴力を受けたから	58	0	58		17.6%	0.0%	15.8%	
相手と関わりたくないから	174	16	190		52.9%	42.1%	51.8%	
その他	29	3	32		8.8%	7.9%	8.7%	
<最大の理由> 総数	295	28	323		100.0%	100.0%	100.0%	
自分の収入等で経済的に問題ないから	4	3	7		1.4%	10.7%	2.2%	
取り決めの交渉がわずらわしいから	22	1	23		7.5%	3.6%	7.1%	
相手に支払う意思がないと思ったから	61	8	69		20.7%	28.6%	21.4%	
相手に支払う能力がないと思ったから	56	7	63		19.0%	25.0%	19.5%	
相手に養育費を請求できると思わなかったから	6	0	6		2.0%	0.0%	1.9%	
子どもを引き取った方が養育費を負担するものと思っていたから	5	4	9		1.7%	14.3%	2.8%	
取り決めの交渉をしたがまとまらなかったから	14	0	14		4.7%	0.0%	4.3%	
現在交渉中または今後交渉予定であるから	2	0	2		0.7%	0.0%	0.6%	
相手から身体的・精神的暴力を受けたから	15	0	15		5.1%	0.0%	4.6%	
相手と関わりたくないから	94	3	97		31.9%	10.7%	30.0%	
その他	16	2	18		5.4%	7.1%	5.6%	

31 面会交流の相談先

	実 数 (有効回答数)				構 成 比 ・ 割 合			
	母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
<複数回答> 総数	846	55	901		100.0%	100.0%	100.0%	
親族	305	16	321		36.1%	29.1%	35.6%	
知人・友人	180	7	187		21.3%	12.7%	20.8%	
県・市町村窓口※	31	2	33		3.7%	3.6%	3.7%	
母子・父子福祉団体	8	0	8		0.9%	0.0%	0.9%	
弁護士	86	2	88		10.2%	3.6%	9.8%	
家庭裁判所	115	6	121		13.6%	10.9%	13.4%	
その他	25	0	25		3.0%	0.0%	2.8%	
相談していない	414	35	449		48.9%	63.6%	49.8%	
<最もよく相談する相手> 総数	557	24	581		100.0%	100.0%	100.0%	
親族	190	10	200		34.1%	41.7%	34.4%	
知人・友人	67	3	70		12.0%	12.5%	12.0%	
県・市町村窓口※	8	0	8		1.4%	0.0%	1.4%	
母子・父子福祉団体	1	0	1		0.2%	0.0%	0.2%	
弁護士	49	0	49		8.8%	0.0%	8.4%	
家庭裁判所	57	4	61		10.2%	16.7%	10.5%	
その他	11	0	11		2.0%	0.0%	1.9%	
相談していない	174	7	181		31.2%	29.2%	31.2%	

※母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立支援センターを含む

32 面会交流の取り決め状況

	実 数 (有効回答数)				構 成 比 ・ 割 合			
	母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
総数	841	57	898		100.0%	100.0%	100.0%	
取り決めあり	373	24	397		44.4%	42.1%	44.2%	
文書合意あり	252	12	264		30.0%	21.1%	29.4%	
文書合意なし	121	12	133		14.4%	21.1%	14.8%	
取り決めなし	468	33	501		55.6%	57.9%	55.8%	

33 面会交流の実施状況

	実 数 (有効回答数)				構 成 比 ・ 割 合			
	母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
総数	369	24	393		100.0%	100.0%	100.0%	
現在面会交流を行っている	168	12	180		45.5%	50.0%	45.8%	
過去にあったが現在は面会交流を行っていない	107	6	113		29.0%	25.0%	28.8%	
面会交流を行ったことがない	94	6	100		25.5%	25.0%	25.4%	

34 面会交流の実施頻度

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	269	15	284		100.0%	100.0%	100.0%	
月2回以上	45	6	51		16.7%	40.0%	18.0%	
月1回以上2回未満	81	5	86		30.1%	33.3%	30.3%	
2～3か月に1回以上	53	2	55		19.7%	13.3%	19.4%	
4～6月に1回以上	20	1	21		7.4%	6.7%	7.4%	
長期休暇中	12	0	12		4.5%	0.0%	4.2%	
別途協議	10	1	11		3.7%	6.7%	3.9%	
その他	48	0	48		17.8%	0.0%	16.9%	

35 面会交流の取り決めをしていない理由

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<複数回答> 総数	438	30	468		100.0%	100.0%	100.0%	
相手が養育費を支払わないから	117	5	122		26.7%	16.7%	26.1%	
相手が面会の約束を守らないから	13	0	13		3.0%	0.0%	2.8%	
子どもが会いたがらないから	107	9	116		24.4%	30.0%	24.8%	
塾や学校の行事で子どもが忙しいから	16	1	17		3.7%	3.3%	3.6%	
面会交流によって子どもが精神的または身体的に不安定になるから	77	12	89		17.6%	40.0%	19.0%	
相手に暴力などの問題行動があるから	47	2	49		10.7%	6.7%	10.5%	
相手が面会交流を求めてこないから	193	12	205		44.1%	40.0%	43.8%	
親族が反対しているから	41	2	43		9.4%	6.7%	9.2%	
第三者による面会交流の支援を受けられないから	1	0	1		0.2%	0.0%	0.2%	
相手が結婚したから	47	1	48		10.7%	3.3%	10.3%	
その他	130	5	135		29.7%	16.7%	28.8%	
<最大の理由> 総数	360	21	381		100.0%	100.0%	100.0%	
相手が養育費を支払わないから	39	1	40		10.8%	4.8%	10.5%	
相手が面会の約束を守らないから	5	0	5		1.4%	0.0%	1.3%	
子どもが会いたがらないから	44	6	50		12.2%	28.6%	13.1%	
塾や学校の行事で子どもが忙しいから	4	1	5		1.1%	4.8%	1.3%	
面会交流によって子どもが精神的または身体的に不安定になるから	30	6	36		8.3%	28.6%	9.4%	
相手に暴力などの問題行動があるから	19	1	20		5.3%	4.8%	5.2%	
相手が面会交流を求めてこないから	110	6	116		30.6%	28.6%	30.4%	
親族が反対しているから	9	0	9		2.5%	0.0%	2.4%	
第三者による面会交流の支援を受けられないから	0	0	0		0.0%	0.0%	0.0%	
相手が結婚したから	17	0	17		4.7%	0.0%	4.5%	
その他	83	0	83		23.1%	0.0%	21.8%	

【F 困りごと、悩みごと等】

36 子どもについての悩み

		実 数 (有効回答数)				構 成 比 ・ 割 合			
		母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
<複数回答>	総数	1,003	65	1,068		100.0%	100.0%	100.0%	
	しつけ	328	21	349		32.7%	32.3%	32.7%	
	教育・進学	684	41	725		68.2%	63.1%	67.9%	
	就職	178	13	191		17.7%	20.0%	17.9%	
	非行・交友関係	107	4	111		10.7%	6.2%	10.4%	
	健康	148	12	160		14.8%	18.5%	15.0%	
	食事・栄養	162	14	176		16.2%	21.5%	16.5%	
	衣服・身のまわり	60	4	64		6.0%	6.2%	6.0%	
	結婚問題	37	4	41		3.7%	6.2%	3.8%	
	その他	62	0	62		6.2%	0.0%	5.8%	
	特にない	148	11	159		14.8%	16.9%	14.9%	
<最大の悩み>	総数	802	45	847		100.0%	100.0%	100.0%	
	しつけ	127	7	134		15.8%	15.6%	15.8%	
	教育・進学	449	26	475		56.0%	57.8%	56.1%	
	就職	52	4	56		6.5%	8.9%	6.6%	
	非行・交友関係	19	0	19		2.4%	0.0%	2.2%	
	健康	27	2	29		3.4%	4.4%	3.4%	
	食事・栄養	27	3	30		3.4%	6.7%	3.5%	
	衣服・身のまわり	4	0	4		0.5%	0.0%	0.5%	
	結婚問題	5	0	5		0.6%	0.0%	0.6%	
	その他	42	0	42		5.2%	0.0%	5.0%	
	特にない	50	3	53		6.2%	6.7%	6.3%	

37 子どもの将来について重視すること (二つまで選択)

		実 数 (有効回答数)				構 成 比 ・ 割 合			
		母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
	総数	1,002	65	1,067		100.0%	100.0%	100.0%	
	学力や学歴	166	13	179		16.6%	20.0%	16.8%	
	職業	262	19	281		26.1%	29.2%	26.3%	
	経済的安定	687	34	721		68.6%	52.3%	67.6%	
	健康状況	271	20	291		27.0%	30.8%	27.3%	
	仕事や趣味、社会貢献などの生きがい	181	12	193		18.1%	18.5%	18.1%	
	結婚や家庭生活	198	11	209		19.8%	16.9%	19.6%	
	友人関係	157	8	165		15.7%	12.3%	15.5%	
	その他	9	0	9		0.9%	0.0%	0.8%	
	特にない	13	5	18		1.3%	7.7%	1.7%	

38 ひとり親自身についての悩み

	実 数 (有効回答数)				構 成 比 ・ 割 合			
	母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
<複数回答> 総数	1,009	68	1,077	68	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
住居	339	12	351	8	33.6%	17.6%	32.6%	11.8%
仕事	477	27	504	12	47.3%	39.7%	46.8%	17.6%
家計	724	41	765	29	71.8%	60.3%	71.0%	42.6%
家事	118	20	138	1	11.7%	29.4%	12.8%	1.5%
自分の健康	391	19	410	33	38.8%	27.9%	38.1%	48.5%
親族の健康・介護	222	16	238	4	22.0%	23.5%	22.1%	5.9%
その他	51	0	51	2	5.1%	0.0%	4.7%	2.9%
特にない	94	5	99	5	9.3%	7.4%	9.2%	7.4%
<最大の悩み> 総数	878	53	931	43	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
住居	76	2	78	2	8.7%	3.8%	8.4%	4.7%
仕事	149	11	160	2	17.0%	20.8%	17.2%	4.7%
家計	430	29	459	15	49.0%	54.7%	49.3%	34.9%
家事	12	2	14	0	1.4%	3.8%	1.5%	0.0%
自分の健康	87	3	90	21	9.9%	5.7%	9.7%	48.8%
親族の健康・介護	53	5	58	1	6.0%	9.4%	6.2%	2.3%
その他	33	0	33	2	3.8%	0.0%	3.5%	4.7%
特にない	38	1	39	0	4.3%	1.9%	4.2%	0.0%

39 ひとり親自身の将来についての悩み

	実 数 (有効回答数)				構 成 比 ・ 割 合			
	母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
<複数回答> 総数	1,005	68	1,073	68	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
住居	370	13	383	13	36.8%	19.1%	35.7%	19.1%
仕事	469	29	498	14	46.7%	42.6%	46.4%	20.6%
家計	730	34	764	28	72.6%	50.0%	71.2%	41.2%
家事	85	15	100	1	8.5%	22.1%	9.3%	1.5%
自分の健康	505	26	531	45	50.2%	38.2%	49.5%	66.2%
親族の健康・介護	339	25	364	8	33.7%	36.8%	33.9%	11.8%
その他	30	0	30	1	3.0%	0.0%	2.8%	1.5%
特にない	49	5	54	2	4.9%	7.4%	5.0%	2.9%
<最大の悩み> 総数	896	50	946	48	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
住居	82	2	84	3	9.2%	4.0%	8.9%	6.3%
仕事	109	10	119	1	12.2%	20.0%	12.6%	2.1%
家計	427	18	445	16	47.7%	36.0%	47.0%	33.3%
家事	6	1	7	0	0.7%	2.0%	0.7%	0.0%
自分の健康	129	7	136	25	14.4%	14.0%	14.4%	52.1%
親族の健康・介護	109	11	120	2	12.2%	22.0%	12.7%	4.2%
その他	19	0	19	1	2.1%	0.0%	2.0%	2.1%
特にない	15	1	16	0	1.7%	2.0%	1.7%	0.0%

40 子どもの最終進学目標

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	975	64	1,039		100.0%	100.0%	100.0%	
中学校	0	0	0		0.0%	0.0%	0.0%	
高校	281	19	300		28.8%	29.7%	28.9%	
高等専門学校	59	4	63		6.1%	6.3%	6.1%	
短大・専修・専門学校	150	10	160		15.4%	15.6%	15.4%	
大学・大学院	451	29	480		46.3%	45.3%	46.2%	
その他	34	2	36		3.5%	3.1%	3.5%	

41 ひとり親自身の最終学歴

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	1,009	65	1,074		100.0%	100.0%	100.0%	
中学校	91	10	101		9.0%	15.4%	9.4%	
高校	471	32	503		46.7%	49.2%	46.8%	
高等専門学校	54	4	58		5.4%	6.2%	5.4%	
短大・専修・専門学校	301	4	305		29.8%	6.2%	28.4%	
大学・大学院	86	12	98		8.5%	18.5%	9.1%	
その他	6	3	9		0.6%	4.6%	0.8%	

42 ひとり親自身の相談相手（複数回答）

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
<複数回答> 総数	1,009	65	1,074	57	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
家族・親せき	798	46	844	38	79.1%	70.8%	78.6%	66.7%
友人・知人	681	38	719	25	67.5%	58.5%	66.9%	43.9%
職場の同僚、上司	301	13	314	3	29.8%	20.0%	29.2%	5.3%
子どもの学校の先生、保育士	143	7	150	0	14.2%	10.8%	14.0%	0.0%
民生・児童委員	9	0	9	1	0.9%	0.0%	0.8%	1.8%
母子・父子自立支援員	16	1	17	1	1.6%	1.5%	1.6%	1.8%
公的機関（市町村、福祉事務所等）	39	2	41	4	3.9%	3.1%	3.8%	7.0%
社会福祉協議会	9	1	10	1	0.9%	1.5%	0.9%	1.8%
NPO法人・任意団体	11	0	11	0	1.1%	0.0%	1.0%	0.0%
その他	26	3	29	3	2.6%	4.6%	2.7%	5.3%
相談する人がいない	61	5	66	9	6.0%	7.7%	6.1%	15.8%
<最もよく相談する相手> 総数	910	52	962	50	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
家族・親せき	532	30	562	32	58.5%	57.7%	58.4%	64.0%
友人・知人	263	15	278	8	28.9%	28.8%	28.9%	16.0%
職場の同僚、上司	49	2	51	1	5.4%	3.8%	5.3%	2.0%
子どもの学校の先生、保育士	9	1	10	0	1.0%	1.9%	1.0%	0.0%
民生・児童委員	2	0	2	0	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%
母子・父子自立支援員	1	0	1	0	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%
公的機関（市町村、福祉事務所等）	8	1	9	2	0.9%	1.9%	0.9%	4.0%
社会福祉協議会	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
NPO法人・任意団体	3	0	3	0	0.3%	0.0%	0.3%	0.0%
その他	7	0	7	1	0.8%	0.0%	0.7%	2.0%
相談する人がいない	36	3	39	6	4.0%	5.8%	4.1%	12.0%

43 近所づきあいの程度

	実 数 (有効回答数)				構 成 比 ・ 割 合			
	母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
総数	997	66	1,063	57	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
お互いに家を行き来している	29	5	34	4	2.9%	7.6%	3.2%	7.0%
日常的に立ち話をしている	175	15	190	23	17.6%	22.7%	17.9%	40.4%
立ち話はしないが会えばあいさつはしている	679	40	719	28	68.1%	60.6%	67.6%	49.1%
つきあいはない	114	6	120	2	11.4%	9.1%	11.3%	3.5%

【G 子どもの学習状況】

44 子どもの通塾状況

	実 数 (有効回答数)				構 成 比 ・ 割 合			
	母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
総数	971	63	1,034		100.0%	100.0%	100.0%	
民間の学習塾（家庭教師を含む）に通っている	182	14	196		18.7%	22.2%	19.0%	
通わせたいが通っていない	425	21	446		43.8%	33.3%	43.1%	
塾に行く必要がなく通っていない	364	28	392		37.5%	44.4%	37.9%	

45 子どもの学年別通塾状況

	実 数 (有効回答数)				構 成 比 ・ 割 合			
	母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
小学生 総数	486	38	524		100.0%	100.0%	100.0%	
学習塾に通っている	90	8	98		18.5%	21.1%	18.7%	
中学生 総数	323	28	351		100.0%	100.0%	100.0%	
学習塾に通っている	86	8	94		26.6%	28.6%	26.8%	
高校生 総数	411	32	443		100.0%	100.0%	100.0%	
学習塾に通っている	38	2	40		9.2%	6.3%	9.0%	

46 学習塾に通わせたいが通わせていない理由

	実 数 (有効回答数)				構 成 比 ・ 割 合			
	母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
<複数回答> 総数	424	19	443		100.0%	100.0%	100.0%	
送迎が困難	192	10	202		45.3%	52.6%	45.6%	
近くに学習塾（家庭教師を含む）がない	28	4	32		6.6%	21.1%	7.2%	
経済的余裕がない	387	12	399		91.3%	63.2%	90.1%	
その他	40	3	43		9.4%	15.8%	9.7%	
<最大の理由> 総数	374	17	391		100.0%	100.0%	100.0%	
送迎が困難	40	7	47		10.7%	41.2%	12.0%	
近くに学習塾（家庭教師を含む）がない	3	1	4		0.8%	5.9%	1.0%	
経済的余裕がない	308	6	314		82.4%	35.3%	80.3%	
その他	23	3	26		6.1%	17.6%	6.6%	

47 ひとり親家庭学習支援事業の利用状況

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	946	60	1,006		100.0%	100.0%	100.0%	
利用しているまたは利用したことがある	60	3	63		6.3%	5.0%	6.3%	
知っているが利用したことがない ※	359	21	380		37.9%	35.0%	37.8%	
制度または事業を知らない	527	36	563		55.7%	60.0%	56.0%	
※の理由 総数	310	17	327		100.0%	100.0%	100.0%	
利用する必要がない	92	5	97		29.7%	29.4%	29.7%	
送迎が困難	75	3	78		24.2%	17.6%	23.9%	
日程や時間帯が合わない	108	6	114		34.8%	35.3%	34.9%	
手続きが面倒	12	1	13		3.9%	5.9%	4.0%	
他制度、民間学習塾（家庭教師含む）を利用	23	2	25		7.4%	11.8%	7.6%	

48 子どもの放課後の過ごし方

	実数（有効回答数）				構成比・割合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
総数	488	40	528		100.0%	100.0%	100.0%	
自宅（家族が世話している）	114	16	130		23.4%	40.0%	24.6%	
自宅（子どもだけで過ごしている）	142	6	148		29.1%	15.0%	28.0%	
親・親戚の家	35	0	35		7.2%	0.0%	6.6%	
知人・友人の家	4	0	4		0.8%	0.0%	0.8%	
近所の公園など	3	0	3		0.6%	0.0%	0.6%	
放課後児童クラブ（学童保育）	51	3	54		10.5%	7.5%	10.2%	
児童館	33	4	37		6.8%	10.0%	7.0%	
塾・習い事	1	0	1		0.2%	0.0%	0.2%	
スポーツ少年団（クラブ）	14	2	16		2.9%	5.0%	3.0%	
学校の部活動	81	8	89		16.6%	20.0%	16.9%	
その他	10	1	11		2.0%	2.5%	2.1%	

【H 福祉政策】

49 ひとり親家庭支援制度の利用状況

(ア) 福井県母子家庭等就業・自立支援センター事業

	実 数 (有効回答数)				構 成 比 ・ 割 合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
就業相談	896	50	946	29	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	91	1	92	5	10.2%	2.0%	9.7%	17.2%
知っているが利用したことがない…※	532	25	557	12	59.4%	50.0%	58.9%	41.4%
制度または事業を知らない	273	24	297	12	30.5%	48.0%	31.4%	41.4%
※の理由 (2つまで)	532	25	557	12	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	402	22	424	10	75.6%	88.0%	76.1%	83.3%
今後利用したい	95	4	99	1	17.9%	16.0%	17.8%	8.3%
手続きが面倒である	33	0	33	1	6.2%	0.0%	5.9%	8.3%
他制度を利用している	19	0	19	0	3.6%	0.0%	3.4%	0.0%
養育費相談	892	51	943	26	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	39	2	41	1	4.4%	3.9%	4.3%	3.8%
知っているが利用したことがない…※	454	26	480	12	50.9%	51.0%	50.9%	46.2%
制度または事業を知らない	399	23	422	13	44.7%	45.1%	44.8%	50.0%
※の理由 (2つまで)	454	26	480	12	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	362	18	380	12	79.7%	69.2%	79.2%	100.0%
今後利用したい	52	7	59	0	11.5%	26.9%	12.3%	0.0%
手続きが面倒である	38	1	39	0	8.4%	3.8%	8.1%	0.0%
他制度を利用している	6	1	7	0	1.3%	3.8%	1.5%	0.0%
法律相談	884	50	934	27	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	70	2	72	4	7.9%	4.0%	7.7%	14.8%
知っているが利用したことがない…※	451	23	474	12	51.0%	46.0%	50.7%	44.4%
制度または事業を知らない	363	25	388	11	41.1%	50.0%	41.5%	40.7%
※の理由 (2つまで)	451	23	474	12	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	358	18	376	10	79.4%	78.3%	79.3%	83.3%
今後利用したい	61	5	66	1	13.5%	21.7%	13.9%	8.3%
手続きが面倒である	33	0	33	1	7.3%	0.0%	7.0%	8.3%
他制度を利用している	3	1	4	0	0.7%	4.3%	0.8%	0.0%
その他の相談	868	49	917	26	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	36	0	36	0	4.1%	0.0%	3.9%	0.0%
知っているが利用したことがない…※	423	22	445	15	48.7%	44.9%	48.5%	57.7%
制度または事業を知らない	409	27	436	11	47.1%	55.1%	47.5%	42.3%
※の理由 (2つまで)	423	22	445	15	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	324	16	340	10	76.6%	72.7%	76.4%	66.7%
今後利用したい	74	6	80	4	17.5%	27.3%	18.0%	26.7%
手続きが面倒である	29	0	29	1	6.9%	0.0%	6.5%	6.7%
他制度を利用している	2	1	3	0	0.5%	4.5%	0.7%	0.0%
就業支援講習会 (パソコン、介護等)	889	48	937	27	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	62	1	63	6	7.0%	2.1%	6.7%	22.2%
知っているが利用したことがない…※	517	21	538	13	58.2%	43.8%	57.4%	48.1%
制度または事業を知らない	310	26	336	8	34.9%	54.2%	35.9%	29.6%
※の理由 (2つまで)	517	21	538	13	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	331	18	349	10	64.0%	85.7%	64.9%	76.9%
今後利用したい	145	4	149	2	28.0%	19.0%	27.7%	15.4%
手続きが面倒である	43	0	43	1	8.3%	0.0%	8.0%	7.7%
他制度を利用している	10	0	10	0	1.9%	0.0%	1.9%	0.0%

(イ) 助成 / 給付 / 貸付制度

	実 数 (有効回答数)				構 成 比 ・ 割 合			
	母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
児童扶養手当	911	57	968	38	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	821	51	872	28	90.1%	89.5%	90.1%	73.7%
知っているが利用したことがない…※	63	5	68	8	6.9%	8.8%	7.0%	21.1%
制度または事業を知らない	27	1	28	2	3.0%	1.8%	2.9%	5.3%
※の理由 (2つまで)	63	5	68	8	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	27	2	29	7	42.9%	40.0%	42.6%	87.5%
今後利用したい	19	2	21	0	30.2%	40.0%	30.9%	0.0%
手続きが面倒である	2	0	2	0	3.2%	0.0%	2.9%	0.0%
他制度を利用している	17	1	18	1	27.0%	20.0%	26.5%	12.5%
ひとり親家庭等医療費助成	929	54	983	42	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	837	49	886	39	90.1%	90.7%	90.1%	92.9%
知っているが利用したことがない…※	41	3	44	2	4.4%	5.6%	4.5%	4.8%
制度または事業を知らない	51	2	53	1	5.5%	3.7%	5.4%	2.4%
※の理由 (2つまで)	41	3	44	2	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	19	2	21	1	46.3%	66.7%	47.7%	50.0%
今後利用したい	19	1	20	1	46.3%	33.3%	45.5%	50.0%
手続きが面倒である	2	0	2	0	4.9%	0.0%	4.5%	0.0%
他制度を利用している	3	0	3	0	7.3%	0.0%	6.8%	0.0%
ひとり親家庭の保育料軽減	879	46	925	28	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	359	12	371	11	40.8%	26.1%	40.1%	39.3%
知っているが利用したことがない…※	312	20	332	8	35.5%	43.5%	35.9%	28.6%
制度または事業を知らない	208	14	222	9	23.7%	30.4%	24.0%	32.1%
※の理由 (2つまで)	312	20	332	8	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	283	19	302	7	90.7%	95.0%	91.0%	87.5%
今後利用したい	21	1	22	1	6.7%	5.0%	6.6%	12.5%
手続きが面倒である	4	0	4	0	1.3%	0.0%	1.2%	0.0%
他制度を利用している	7	0	7	0	2.2%	0.0%	2.1%	0.0%
自立支援教育訓練給付金	882	48	930	27	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	38	0	38	1	4.3%	0.0%	4.1%	3.7%
知っているが利用したことがない…※	473	23	496	11	53.6%	47.9%	53.3%	40.7%
制度または事業を知らない	371	25	396	15	42.1%	52.1%	42.6%	55.6%
※の理由 (2つまで)	473	23	496	11	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	344	18	362	10	72.7%	78.3%	73.0%	90.9%
今後利用したい	116	5	121	1	24.5%	21.7%	24.4%	9.1%
手続きが面倒である	23	0	23	0	4.9%	0.0%	4.6%	0.0%
他制度を利用している	1	1	2	0	0.2%	4.3%	0.4%	0.0%
高等職業訓練促進給付金	881	48	929	26	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	18	0	18	0	2.0%	0.0%	1.9%	0.0%
知っているが利用したことがない…※	425	24	449	10	48.2%	50.0%	48.3%	38.5%
制度または事業を知らない	438	24	462	16	49.7%	50.0%	49.7%	61.5%
※の理由 (2つまで)	425	24	449	10	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	338	18	356	10	79.5%	75.0%	79.3%	100.0%
今後利用したい	79	6	85	0	18.6%	25.0%	18.9%	0.0%
手続きが面倒である	16	0	16	0	3.8%	0.0%	3.6%	0.0%
他制度を利用している	1	1	2	0	0.2%	4.2%	0.4%	0.0%

	実 数 (有効回答数)				構 成 比 ・ 割 合			
	母子	父子	母子+父子	寡婦	母子	父子	母子+父子	寡婦
高等職業訓練促進資金貸付金	882	48	930	26	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	7	0	7	0	0.8%	0.0%	0.8%	0.0%
知っているが利用したことがない…※	410	22	432	11	46.5%	45.8%	46.5%	42.3%
制度または事業を知らない	465	26	491	15	52.7%	54.2%	52.8%	57.7%
※の理由 (2つまで)	410	22	432	11	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	331	18	349	11	80.7%	81.8%	80.8%	100.0%
今後利用したい	67	5	72	0	16.3%	22.7%	16.7%	0.0%
手続きが面倒である	17	0	17	0	4.1%	0.0%	3.9%	0.0%
他制度を利用している	2	0	2	0	0.5%	0.0%	0.5%	0.0%
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	883	47	930	25	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	8	0	8	0	0.9%	0.0%	0.9%	0.0%
知っているが利用したことがない…※	403	21	424	11	45.6%	44.7%	45.6%	44.0%
制度または事業を知らない	472	26	498	14	53.5%	55.3%	53.5%	56.0%
※の理由 (2つまで)	403	21	424	11	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	333	18	351	11	82.6%	85.7%	82.8%	100.0%
今後利用したい	61	4	65	0	15.1%	19.0%	15.3%	0.0%
手続きが面倒である	14	0	14	0	3.5%	0.0%	3.3%	0.0%
他制度を利用している	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
母子父子寡婦福祉資金貸付金	884	49	933	39	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	30	0	30	16	3.4%	0.0%	3.2%	41.0%
知っているが利用したことがない…※	400	23	423	9	45.2%	46.9%	45.3%	23.1%
制度または事業を知らない	454	26	480	14	51.4%	53.1%	51.4%	35.9%
※の理由 (2つまで)	400	23	423	9	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	251	16	267	8	62.8%	69.6%	63.1%	88.9%
今後利用したい	122	7	129	1	30.5%	30.4%	30.5%	11.1%
手続きが面倒である	34	1	35	0	8.5%	4.3%	8.3%	0.0%
他制度を利用している	5	0	5	0	1.3%	0.0%	1.2%	0.0%

(ウ) 支援制度等

	実 数 (有効回答数)				構 成 比 ・ 割 合			
	母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
ひとり親家庭ゆとりライフ支援事業	890	48	938	30	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	16	1	17	7	1.8%	2.1%	1.8%	23.3%
知っているが利用したことがない…※	210	19	229	5	23.6%	39.6%	24.4%	16.7%
制度または事業を知らない	664	28	692	18	74.6%	58.3%	73.8%	60.0%
※の理由 (2つまで)	210	19	229	5	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	162	14	176	4	77.1%	73.7%	76.9%	80.0%
今後利用したい	46	6	52	1	21.9%	31.6%	22.7%	20.0%
手続きが面倒である	3	0	3	0	1.4%	0.0%	1.3%	0.0%
他制度を利用している	1	0	1	0	0.5%	0.0%	0.4%	0.0%
母子家庭等日常生活支援事業	889	48	937	30	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	7	0	7	1	0.8%	0.0%	0.7%	3.3%
知っているが利用したことがない…※	298	19	317	12	33.5%	39.6%	33.8%	40.0%
制度または事業を知らない	584	29	613	17	65.7%	60.4%	65.4%	56.7%
※の理由 (2つまで)	298	19	317	12	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	237	13	250	7	79.5%	68.4%	78.9%	58.3%
今後利用したい	48	7	55	5	16.1%	36.8%	17.4%	41.7%
手続きが面倒である	17	0	17	0	5.7%	0.0%	5.4%	0.0%
他制度を利用している	4	0	4	0	1.3%	0.0%	1.3%	0.0%
生活困窮者自立支援制度	890	48	938	27	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	6	0	6	0	0.7%	0.0%	0.6%	0.0%
知っているが利用したことがない…※	263	17	280	10	29.6%	35.4%	29.9%	37.0%
制度または事業を知らない	621	31	652	17	69.8%	64.6%	69.5%	63.0%
※の理由 (2つまで)	263	17	280	10	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	227	13	240	9	86.3%	76.5%	85.7%	90.0%
今後利用したい	29	5	34	1	11.0%	29.4%	12.1%	10.0%
手続きが面倒である	11	0	11	0	4.2%	0.0%	3.9%	0.0%
他制度を利用している	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
子供の未来応援国民運動ホームページ	893	49	942	26	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用しているまたは利用したことがある	4	0	4	0	0.4%	0.0%	0.4%	0.0%
知っているが利用したことがない…※	171	16	187	7	19.1%	32.7%	19.9%	26.9%
制度または事業を知らない	718	33	751	19	80.4%	67.3%	79.7%	73.1%
※の理由 (2つまで)	171	16	187	7	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用する必要がない	109	10	119	6	63.7%	62.5%	63.6%	85.7%
今後利用したい	58	6	64	1	33.9%	37.5%	34.2%	14.3%
手続きが面倒である	4	0	4	0	2.3%	0.0%	2.1%	0.0%
他制度を利用している	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

50 支援制度の情報の入手方法（複数回答）

	実 数（有効回答数）				構 成 比・割 合			
	母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
総数	838	53	891	49	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
市役所・役場の窓口	624	36	660	25	74.5%	67.9%	74.1%	51.0%
母子・父子福祉団体	39	3	42	14	4.7%	5.7%	4.7%	28.6%
母子・父子自立支援員	29	1	30	7	3.5%	1.9%	3.4%	14.3%
民生・児童委員	11	1	12	3	1.3%	1.9%	1.3%	6.1%
家族・知人	132	14	146	9	15.8%	26.4%	16.4%	18.4%
広報誌	91	9	100	9	10.9%	17.0%	11.2%	18.4%
母子家庭等就業・自立支援センターのリーフレット	107	1	108	3	12.8%	1.9%	12.1%	6.1%
各市町のリーフレット	109	6	115	3	13.0%	11.3%	12.9%	6.1%
インターネット	123	6	129	0	14.7%	11.3%	14.5%	0.0%
新聞・テレビ	18	1	19	1	2.1%	1.9%	2.1%	2.0%
その他	23	0	23	2	2.7%	0.0%	2.6%	4.1%

51 効果的だと思う周知方法

	実 数（有効回答数）				構 成 比・割 合			
	母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
総数	687	44	731	48	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
市役所・役場の窓口	188	10	198	13	27.4%	22.7%	27.1%	27.1%
母子・父子福祉団体	7	0	7	6	1.0%	0.0%	1.0%	12.5%
母子・父子自立支援員	10	1	11	1	1.5%	2.3%	1.5%	2.1%
民生・児童委員	10	0	10	4	1.5%	0.0%	1.4%	8.3%
広報誌	101	8	109	9	14.7%	18.2%	14.9%	18.8%
母子家庭等就業・自立支援センターのリーフレット	31	0	31	3	4.5%	0.0%	4.2%	6.3%
各市町のリーフレット	46	3	49	2	6.7%	6.8%	6.7%	4.2%
インターネット	105	9	114	1	15.3%	20.5%	15.6%	2.1%
新聞・テレビ	155	10	165	8	22.6%	22.7%	22.6%	16.7%
その他	34	3	37	1	4.9%	6.8%	5.1%	2.1%

52 充実が望まれる施策（三つまで選択）

	実 数（有効回答数）				構 成 比・割 合			
	母子	父子	母子 + 父子	寡婦	母子	父子	母子 + 父子	寡婦
総数	958	59	1,017	55	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
職業訓練の場や就業機会の提供	162	4	166	12	16.9%	6.8%	16.3%	21.8%
養育費の確保対策の充実	183	20	203	3	19.1%	33.9%	20.0%	5.5%
児童扶養手当等経済的支援の充実	682	44	726	21	71.2%	74.6%	71.4%	38.2%
公営住宅の優先入居	207	4	211	9	21.6%	6.8%	20.7%	16.4%
家事等の日常生活支援の充実	61	12	73	10	6.4%	20.3%	7.2%	18.2%
企業における子育てしやすい労働環境作り	288	14	302	13	30.1%	23.7%	29.7%	23.6%
保育サービスや放課後児童クラブの充実	219	5	224	9	22.9%	8.5%	22.0%	16.4%
技能、資格等を取得するための講習会の充実	120	5	125	6	12.5%	8.5%	12.3%	10.9%
支援制度や事業についての広報拡充	68	11	79	10	7.1%	18.6%	7.8%	18.2%
生活上の不安や悩みの相談窓口の充実	71	6	77	18	7.4%	10.2%	7.6%	32.7%
子どもに対する教育支援の充実	378	27	405	9	39.5%	45.8%	39.8%	16.4%
母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の充実	141	6	147	10	14.7%	10.2%	14.5%	18.2%
母子・父子福祉団体の活動強化	16	0	16	5	1.7%	0.0%	1.6%	9.1%
その他	25	0	25	4	2.6%	0.0%	2.5%	7.3%

参 考 资 料

(1) 第4次福井県ひとり親家庭自立支援計画の策定経過

日 程	内 容																		
平成29年 6月6日	<p>第1回福井県ひとり親家庭自立支援計画策定委員会の開催</p> <p>①福井県ひとり親家庭自立支援計画策定のスケジュールについて ②第3次福井県ひとり親家庭自立支援計画の取組み状況について ③国の基本方針について ④福井県ひとり親家庭実態調査（案）について</p>																		
平成29年 7月～8月	<p>福井県ひとり親家庭実態調査の実施</p>																		
平成29年 8月10日～ 8月27日	<p>ひとり親家庭の方との意見交換会の開催</p> <p>①ひとり親家庭の方、市町行政担当者、母子・父子自立支援員</p> <table border="0"> <tr> <td>8月10日（丹南地区）</td> <td>参加人数</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>8月19日（坂井地区）</td> <td>参加人数</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>8月20日（二州地区）</td> <td>参加人数</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>8月25日（奥越地区）</td> <td>参加人数</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td>8月26日（若狭地区）</td> <td>参加人数</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>8月27日（福井地区）</td> <td>参加人数</td> <td>5人</td> </tr> </table>	8月10日（丹南地区）	参加人数	17人	8月19日（坂井地区）	参加人数	7人	8月20日（二州地区）	参加人数	14人	8月25日（奥越地区）	参加人数	11人	8月26日（若狭地区）	参加人数	7人	8月27日（福井地区）	参加人数	5人
8月10日（丹南地区）	参加人数	17人																	
8月19日（坂井地区）	参加人数	7人																	
8月20日（二州地区）	参加人数	14人																	
8月25日（奥越地区）	参加人数	11人																	
8月26日（若狭地区）	参加人数	7人																	
8月27日（福井地区）	参加人数	5人																	
平成29年 10月24日	<p>第1回市町ひとり親家庭支援担当課長会議の開催</p> <p>①第4次福井県ひとり親家庭自立支援計画の策定について ②ひとり親家庭支援の新規事業について</p>																		
平成29年 11月20日	<p>第2回福井県ひとり親家庭自立支援計画策定委員会の開催</p> <p>①福井県ひとり親家庭実態調査結果について ②ひとり親家庭および関係者との意見交換での主な意見について ③第4次福井県ひとり親家庭自立支援計画の骨子（案）について</p>																		
平成30年 2月19日	<p>第3回福井県ひとり親家庭自立支援計画策定委員会の開催</p> <p>①第4次福井県ひとり親家庭自立支援計画（案）について</p>																		
平成30年 2月19日	<p>第2回市町ひとり親家庭支援担当課長会議の開催</p> <p>①第4次福井県ひとり親家庭自立支援計画（案）について</p>																		
平成30年 2月23日～ 3月8日	<p>パブリック・コメントの実施</p>																		

(2) 第4次福井県ひとり親家庭自立支援計画策定委員会 設置要領

1 目 的

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「福井県ひとり親家庭自立支援計画」の改定に当たり、広く関係者の意見を計画に反映させるため、「第4次福井県ひとり親家庭自立支援計画」策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

策定委員会は、「第4次福井県ひとり親家庭自立支援計画」に関する事項について、意見を述べる。

3 委 員

- (1) 策定委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。
- (3) 委員会には、委員の互選により委員長を置く。
- (4) 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- (5) 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

4 会 議

- (1) 策定委員会は、健康福祉部子ども家庭課長が招集する。
- (2) 策定委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (3) 策定委員会は、原則公開して行うものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

5 事務局

策定委員会の事務局は、福井県健康福祉部子ども家庭課に置く。

6 その他

この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年5月17日から施行する。

(3) 第4次福井県ひとり親家庭自立支援計画策定委員会 委員名簿

氏 名	団 体 名
今 村 ゆみ子	福井県民生委員児童委員協議会 副会長
菊 野 琴 枝	(一財) 福井県母子寡婦福祉連合会 母子部 副部長
小 島 敏 弘	福井県小学校長会 会長
坂 井 小由里	福井市子ども福祉課 課長
高 松 康 二	(社) 福井県社会福祉協議会 専務理事
廣 田 啓 子	福井県民間保育園連盟 女性部長
湯 口 幹 也	福井労働局職業安定部訓練室 室長
吉 弘 淳 一	(大) 福井県立大学看護福祉学部 准教授

(敬称略、50音順)

主な相談機関

※相談窓口の住所や電話番号は、今後変更となる可能性があります。(平成30年3月現在)

①ひとり親家庭に関するあらゆる相談窓口<母子・父子自立支援員等>

名称・担当課	住所	電話番号	母子・父子自立支援員	家庭相談員	女性相談員
福井市 子ども福祉課	福井市大手3丁目10-1	☎0776-20-5412	○		
福井市 AOSSA 子ども家庭センター	福井市手寄1丁目4-1	☎0776-20-5775 ☎0776-20-1541		○	○
敦賀市 児童家庭課	敦賀市中央2丁目1-1	☎0770-22-8125	○	○	
敦賀市 市民協働課	敦賀市本町2丁目1-20	☎0770-23-5411			○
小浜市 子ども未来課	小浜市大手町6-3	☎0770-64-6013	○	○	
大野市 福祉こども課	大野市天神町1-19 結とびあ内	☎0779-66-1111(代)	○	○	
勝山市 福祉・児童課	勝山市郡町1丁目1-50	☎0779-87-0777	○	○	
鯖江市 子育て支援課	鯖江市西山町13-1	☎0778-53-2224	○	○	
鯖江市 市民まちづくり課		☎0778-53-2214			○
あわら市 子育て支援課	あわら市市姫3丁目1-1	☎0776-73-8021	○	○	
越前市 子ども福祉課	越前市府中1丁目13-7	☎0778-22-3006	○		
坂井市 子育て支援課	坂井市坂井町下新庄1-1	☎0776-50-3042			
坂井市 福祉総合相談室		☎0776-50-3043	○	○	○
永平寺町 子育て支援課	永平寺町松岡春日1丁目4	☎0776-61-7250		○	
池田町 保健福祉課	池田町藪田5-3-1	☎0778-44-8000			
南越前町 保健福祉課	南越前町東大道29-1	☎0778-47-8007			
越前町 福祉課	越前町西田中13-5-1	☎0778-34-8725			
美浜町 福祉課	美浜町郷市25-25	☎0770-32-6704		○	
高浜町 保健福祉課	高浜町和田117-68	☎0770-72-5887		○	
おおい町 住民福祉課	おおい町本郷136-1-1	☎0770-77-4053		○	
若狭町 福祉課	若狭町市場20-18	☎0770-62-2704			
福井県福井健康福祉センター福祉課	福井市西木田2丁目8-8	☎0776-36-2857	○ (永平寺町)	○ (永平寺町)	○ (永平寺町)
福井県坂井健康福祉センター福祉健康増進課	あわら市春宮2丁目21-17	☎0776-73-0600			○ (あわら市)
福井県奥越健康福祉センター地域保健福祉課	大野市天神町1-1	☎0779-66-2076			○ (大野市、勝山市)
福井県丹南健康福祉センター福祉課	鯖江市水落町1丁目2-25	☎0778-51-0034	○ (越前町)	○ (越前町)	○ (鯖江市、越前町)
福井県丹南健康福祉センター武生福祉保健部福祉課	越前市文京2丁目13-39	☎0778-22-4135	○ (池田町、南越前町)	○ (池田町、南越前町)	○ (越前市、池田町、南越前町)
福井県二州健康福祉センター福祉課	敦賀市開町6-5	☎0770-22-3747	○ (美浜町、若狭町 [旧三方])	○ (美浜町、若狭町 [旧三方])	○ (敦賀市、美浜町、若狭町 [旧三方])
福井県若狭健康福祉センター福祉課	小浜市四谷町3-10	☎0770-52-1300	○ (高浜町、おおい町、若狭町 [旧上中])	○ (高浜町、おおい町、若狭町 [旧上中])	○ (小浜市、高浜町、おおい町、若狭町 [旧上中])

※ () は担当地区

②子どもの悩み(非行、しつけ等)に関する相談窓口

名称・担当課	住所	電話番号
福井県総合福祉相談所	福井市光陽2丁目3-36	☎0776-24-5138
福井県敦賀児童相談所	敦賀市角鹿町1-32	☎0770-22-0858
家庭教育相談すこやかダイヤル	-	☎0776-41-4205

※各市町、福井、丹南、二州、若狭健康福祉センターでも相談を受け付けています。(①参照)

③女性の悩み(結婚、離婚、配偶者暴力等)に関する相談窓口<女性相談員>

名称・担当課	住所	電話番号	女性相談員
福井県総合福祉相談所	福井市光陽2丁目3-36	☎0776-24-6261	○
生活学習館(ユニー・アイふくい)	福井市下六条町14-1	☎0776-41-7111、7112	○

※各市町および県健康福祉センターでも相談を受け付けています。(①参照)

④就職・雇用などに関する相談窓口

名称・担当課	住所	電話番号
福井県母子家庭等就業・自立支援センター	福井市光陽2丁目3-22	☎0776-21-0733
ハローワーク福井	福井市開発1丁目121-1	☎0776-52-8150
ハローワーク福井マザーズコーナー	(ハローワーク福井2階)	☎0776-52-8157
ハローワーク武生	越前市中央2丁目8-23	☎0778-22-4078
ハローワークたけふマザーズコーナー	鯖江市桜町2丁目7-1	☎0778-51-8821
ハローワーク大野	大野市城町8-5	☎0779-66-2408
ハローワーク三国	坂井市三国町覚善69-1	☎0776-81-3262
ハローワーク敦賀	敦賀市鉄輪町1丁目7-3	☎0770-22-4220
ハローワーク小浜	小浜市後瀬町7-10	☎0770-52-1260

※各市町、福井、丹南、二州、若狭健康福祉センターでも相談を受け付けています。(①参照)

※自立支援教育訓練給付金および高等職業訓練促進給付金等に関しては、母子・父子自立支援員(①参照)までお尋ねください。

⑤公営住宅に関する相談窓口(県営)

名称・担当課	住所	電話番号
のれん会県営住宅管理センター	福井市御幸4-12-15	☎0776-25-1100
福井県営住宅南部地域管理センター	福井市下馬3-511	☎0776-33-2500

※市町営住宅については、各市町にお尋ねください。(①参照)

⑥就学支援金・奨学金等に関する相談窓口

制度	名称・担当課	電話番号
高等学校等就学支援金(授業料)	<input type="text" value="在学する高等学校"/> 福井県 学校振興課(公立) 福井県 大学・私学振興課(私立)	☎0776-20-0564 ☎0776-20-0248
高校生等奨学給付金(学費)	<input type="text" value="在学する高等学校"/> 福井県 高校教育課(公立) 福井県 大学・私学振興課(私立)	☎0776-20-0568 ☎0776-20-0248
貸与奨学金(高等学校)	<input type="text" value="在学する中学校・高等学校"/> 福井県 高校教育課	☎0776-20-0568
貸与奨学金・給付奨学金 (大学、短期大学、専修学校(専門課程)、大学院)	独立行政法人 日本学生支援機構 ※在学する高等学校等にお問い合わせください。	

※修学資金や就学支度資金などの母子父子寡婦福祉資金貸付金については、各市や県健康福祉センターの母子・父子自立支援員(①参照)までお尋ねください。

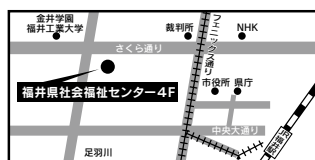
⑦養育費に関する相談窓口

名称・担当課	住所	電話番号
福井県母子家庭等就業・自立支援センター	福井市光陽2丁目3-22	☎0776-21-0733
養育費相談支援センター	東京都豊島区東池袋3-1-1	☎03-3980-4108

※母子父子寡婦福祉資金貸付金については、各市や県健康福祉センターの母子・父子自立支援員(①参照)までお尋ねください。

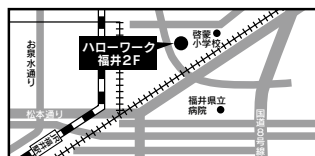
【福井県母子家庭等就業・自立支援センター】

一般財団法人 福井県母子寡婦福祉連合会内
 住所 福井市光陽2丁目3-22 福井県社会福祉センター4階
 ☎0776-21-0733



【ハローワーク福井マザーズコーナー】

住所 福井市開発1丁目121-1 ハローワーク福井2階
 ☎0776-52-8157



【ハローワークたけふマザーズコーナー】

住所 鯖江市桜町2丁目7-1 郷陽会館1階
 ☎0778-51-8821



第4次福井県ひとり親家庭自立支援計画

● 発行・編集 ●

福井県健康福祉部子ども家庭課

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0343 / FAX 0776-20-0640

あらかじめ、
幸せだったらいいな。

幸せ度
いちばん
福井県